

平成 26 年 8 月 4 日

可児市議会  
議長 川上 文浩 様

可児市議会議会運営委員会  
委員長 伊藤 健二



議員定数、議員報酬のあり方及び、  
常任委員会の体制等の見直しについて（答申）

平成 25 年 8 月 27 日に議長より諮問を受けた「議員定数、議員報酬のあり方及び、常任委員会の体制等の見直しについて」は、同年 9 月 19 日に、これに取り組むプロジェクトメンバーを組織し、10 ヶ月にわたり調査研究を進め、平成 26 年 7 月 3 日に報告を受けたところです。その後、その報告をもとに、議会運営委員会で議論を重ね、修正、改善し、今回、答申が完成しましたので別紙のとおり報告します。

なお、諮問における答申に加えて、今後、この課題を進めるにあたって、下記、提案 2 点を申し添えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

記

答申. 別紙「議員定数、議員報酬のあり方および常任委員会の体制等の見直しについて」（答申）

#### 提案 1. 特別委員会の設置

今後、この問題に、可児市議会全体で真摯に向き合い、十分な議論を行い、市民に対し説明責任を果たしうる明確な基準と根拠を持つことが求められる。それを進める具体的な体制として、特別委員会の設置を提案する。

#### 提案 2. 専門的知見の活用および市民への報告、意見交換会の実施

今後、具体的に基準および根拠を作成するにあたって、その検討が、可児市議会だけの議論に留まることがないように、その過程において専門的知見に諮り、学術的な意見を取り入れる必要があることと、また、一定の成果が出る適正な時期において、市民への報告および率直な意見の交換ができる機会を設けること。

以上、答申および提案いたします。

議員定数、議員報酬のあり方及び  
常任委員会の体制等の見直しについて（答申）

平成 26 年 8 月 4 日

可児市議会 議会運営委員会

# 目次

第1．はじめに	・・・P1
第2．諮問内容および検討組織について	・・・P3
1. 諮問事項	
2. 諮問内容	
3. 組織体制	
第3．検討の基本的な考え方と進め方	・・・P4
1. 調査・検討の基本方針	
2. 検討の基本的な考え方と進め方	
第4．議会基本条例にある議会と議員に求められる使命と将来像	・・・P6
1. 可児市議会基本条例 前文に書かれているあるべき姿	
2. 可児市議会および可児市議会議員に求められる使命と役割	
3. 可児市議会が目指す将来像	
4. 議会運営委員会の結論	
第5．プロジェクトチームの検討経過について	・・・P8
第6．議会活動・議員活動の分類と活動量について	・・・P14
1. 検討の必要性と基本的な考え方	
2. 具体的な検討項目	
(1) 議会活動の分類について	
(2) 議員活動の分類と範囲の決定について	
(3) 活動量の算出と結果の分析と考察	
3. 協議の内容	
4. 議会運営委員会としての結論	
第7．議員定数について	・・・P24
1. これまでの議員定数のありかた	
2. 定数のあり方についての検討の基本的な考え方	
3. 議会の機能	
4. 議会に必要かつ求められる性質	

5. 具体的な検討項目
  - (1) 討議性を高めるために必要な議員数は何人か
  - (2) 専門性を高めるために必要な議員数は何人か
  - (3) 市民性を高めるために必要な議員数は何人か
  - (4) 議会運営機能を高めるために必要な議員数は何人か
  - (5) 類似団体との比較
  - (6) その他
6. 協議の内容
7. 議会運営委員会としての結論

## 第 8 . 議員報酬について . . . P34

1. 検討における基本的な考え方
2. 具体的な検討項目
  - (1) 比較報酬算出の基本的な考え方
  - (2) 比較基準報酬単価を考える
  - (3) 市長、副市長、教育長との比較
  - (4) 将来議会像による新たな活動量を予測する
  - (5) 類似団体と比較する
  - (6) 岐阜県下市議会と比較する
  - (7) 役職に対する報酬について考える
  - (8) 費用弁償について再考する
  - (9) 議会の将来を考える
3. 協議の内容
4. 議会運営委員会としての結論

## 第 9 . 常任委員会のあり方について . . . P44

1. 検討における基本的な考え方
2. 具体的な検討項目
  - (1) 常任委員会の体制および所管事務について
  - (2) 予算決算委員会のあり方について
  - (3) 委員の任期について
3. 協議の内容
4. 議会運営委員会としての結論

## 第 10 . 今後の進め方について . . . P48

1. 専門的知見の活用
2. 市民への報告と意見交換会を実施し検討に反映させる

## 第1.はじめに

地方自治制度は、執行機関である首長と議事機関である議会の議員の双方を住民の直接選挙で選ぶ二元代表制を採用し、議会はその一翼を担う。今日では、地方分権の進展により、自己責任、自己決定の原則に基づき決定する地方議会の自由度が拡大された。

議会の役割と責任は一層増大し、住民代表機能のさらなる充実やその活性化を図ることが強く求められている。

可児市議会においても、情報公開としての議会だよりの創刊、ケーブルテレビでの議会放映から始まり、平成15年に議会活性化特別委員会を設置し、政務調査費の基準整備、議員定数の削減、議会および委員会運営の機能充実に努め、住民の負託に応えられる地方議会の実現を目指す様々な取り組みを行ってきた。(P2参照)

こうした取り組みを踏まえ、平成22年に議会改革調査研究プロジェクトチームを設置し議会活性化の基盤づくりをおこない、平成23年に議会基本条例の制定を目的とする特別委員会を設置した。

結果、平成24年12月26日、可児市議会は、市民の信頼に応え活力あふれる議会活動を実践していくことを決意し、議会及び議員の活動原則の基礎となる最高規範として可児市議会基本条例を制定したところである。

今回、諮問された議員定数、議員報酬および委員会のあり方は、このような議会改革のひとつの課題として取り上げられている。この課題は、議会の自らを形成する重要な構成要素であり、同時に、議会力を高める根幹を成すものであり、可児市議会基本条例においても、そのあり方の方向性が示されている。しかし、詳細については別に定めとなっている。

また、この課題は、市民の関心も非常に高い。しかし、現状は、議会・議員に対する不信感からか、削減ありきの声だけになってしまっている感が否めない。

削減ありきから始める議論は、議会の存在意義自体を見失ってしまうことにもなり、ひいては地域民主主義のあり方にかかわる問題にも発展しかねない。

今、可児市議会は、この課題に真摯に向き合い、議会全体で十分に議論し、市民に対し説明責任が果たせる明確な基準と根拠を持つことが求められている。

議会とは何か。議員とはどうあるべきか。また、将来に向けたあるべき姿とは何なのか。議会運営委員会は、これらを出発点として、この問題を調査、研究した。その結果を、ここに答申として報告する。

市民に  
信頼される  
議会

# 可児市議会における議会改革の取り組み

- 市民に信頼される議会を目指して -

- H26.5 第5回議会報告会の実施(広見5/17・土田5/18・帷子公民館5/24)
- H26.3 議会改革調査研究PT中間報告・議員派遣による研修結果報告会の開催
- H25.12 委員会のインターネット配信開始(ユーストリーム・ユーチューブ)
- H25.10 議会改革調査研究プロジェクトチーム設置(定数・報酬・委員会のあり方)
- H25.11 第4回議会報告会の実施(春里11/9・下恵土11/10・平牧公民館11/16)
- H25.8 委員会会議録のインターネット公開開始
- H25.8 政治倫理規程の制定
- H25.8 議会ホームページの全面更新
- H25.8 議会フェイスブックページの開設
- H25.6 政治倫理に関する研修会
- H25.5 先例・申し合わせの見直し
- H25.5 第3回議会報告会の実施(姫治5/12・桜ヶ丘5/17・兼山公民館5/18)
- H25.4 グーグルカレンダーを利用した議会予定の公表
- H25.3 議会会議規則の見直し
- H24.12 議会基本条例の制定(施行はH25.4～)
- H24.6 本会議のインターネット配信開始(ユーストリーム・ユーチューブ)
- H24.5 第2回議会報告会の実施(福祉センター5/26・帷子公民館6/2)
- H24.2 第1回議会報告会の実施(広見公民館2/12)
- H23.10 サイボウズライブ(グループウェア)を活用した議員間の意見交換と資料提供
- H23.9 議会基本条例特別委員会の設置(H25.3で廃止)
- H23.6 先例・申し合わせの見直し
- H22.12 議会基本条例調査研究PT(H23.5で廃止)
- H22.8 「議会改革のためのアンケート調査」の結果を公表
- H22.6 先例・申し合わせの見直し
- H22.2 「議会改革のためのアンケート調査」を実施
- H22.2 議会改革調査研究PT(H23.8で廃止)
- H21.8 正副議長選挙における立候補制度の導入
- H21.8 閉会中の委員会所管事務調査
- H21.8 賛否一覧を掲載(ホームページ、議会だより)
- H21.5 議員の活動範囲についてとりまとめ
- H21.5 本会議全ての議案の審議結果を議会だよりに掲載
- H21.4 議会基本条例検討に向けた議員研修会(3回開催 4/30、6/24、9/26)
- H20.8 議長交際費、政務調査費の公開(ホームページ、議会だより)
- H19.9 費用弁償の廃止
- H19.3 議員定数削減可決
- H17.12 常任委員会の機能充実
- H17.6 一問一答・対面方式の導入
- H16.3 政務調査費使途基準の見直し
- H15.9 議会活性化特別委員会(H19.8で廃止)

## 第2．諮問内容および組織体制について

平成 25 年 8 月 27 日に議長より、次の 4 項目について議会運営委員会に諮問がなされた。その諮問事項および内容は以下のとおりである。

### 1、諮問事項

議員定数について  
議員報酬について  
常任委員会の体制  
常任委員会の所管事務について

### 2．諮問内容

上記の諮問事項に対して、どのように取り組んでいく必要があるかを調査、検討する。

### 3．組織体制

議会運営委員会は、平成 25 年 8 月 27 日諮問を受け、調査・検討組織として、同年 9 月 19 日に議会改革調査研究プロジェクトチーム（以下、プロジェクトチームと記す。）を組織した。

座長に川合敏己副議長、委員に澤野伸議員、山田喜弘議員、伊藤英生議員、伊藤 壽議員の合計 5 人を選任し、10 ヶ月にわたり調査研究を進め、平成 26 年 7 月 3 日にその報告を受けた。

その後、その報告をもとに、議会運営委員会で議論を重ね、修正、改善し、今回の答申となる。

## 第3 . 検討の基本的な考え方と進め方

### 1 . 調査・検討の基本方針

諮問事項の調査・検討を、どのような考え方によって進めるかを議論した結果、検討の基本方針を次の2点とした。

(1) 可児市議会基本条例を基本とする。

諮問事項の調査・検討の基本方針は、議会及び議員の活動原則の基礎となる最高規範として議会の総意である可児市議会基本条例に求める。

(委員会の適切な運営)

第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するために、委員会の適切な運営を図らなければならない。

(常任委員会の活動)

第11条 常任委員会は、所管事務調査及び政策提案を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。

2 常任委員会は、その審査過程を市民との懇談会等で説明するよう努めなければならない。

3 常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。

(議員定数)

第16条 議員定数は、第3条に規定する議会の使命及び活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要な数とすることを基本とし、これを別に定める。

2 委員会又は議員は、議員定数を改正しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を示すものとする。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、行政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮し、これを別に定める。

2 委員会又は議員は、議員報酬を改正しようとするときは、議員報酬の基準等明確な改正理由を示すものとする。

(2) 基本事項調査として、現在の議会、議員活動を分類し活動量を求める。

市民の立場からすると、議員定数と報酬の問題は、常に注目され、意見されているが、その多くが削減ありきに偏る現実がある。これは、厳しい財政事情の現実から、議会および議員も行財政改革の聖域ではないとの考え方であると見ることが出来るが、原因のひとつに、議会と議員の役割や働き、必要性が、市民に正確に理解されていないことにあると思われる。

これらより、諮問事項を議論する上で、その基本事項調査として、広範にわたる議会・議員活

動を分類、調査し、量的な把握をし、その結果を分析、考察する必要性があり、その調査をプロジェクトチームにおいて行うこととした。

## 2．検討の基本的な考え方と進め方

諮問において求められているものは、諮問事項に対してどのように取り組んでいくかの調査、検討である。

よって、答申は、諮問事項の基準や根拠を導き出すことではなく、そこに導く、適正な方向性、考え方、方法の提示であるとした。

また、進め方として、結論ありきの議論ではなく、あるべき姿を求めることにあるとした。

## 第4．議会基本条例にある議会と議員に求められる使命と将来像

### 1．可児市議会基本条例 前文に書かれているあるべき姿

地方分権の進展により、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、議会が果たすべき責任及び役割がさらに求められている。

こうした中で、議会が、市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指し活動していくためには、主権者である市民から直接選挙で選ばれ、その意思を代表する議事機関であることを認識し、これまで以上にその責務を果たすことが求められている。そのために可児市議会は、市民参加の推進及び情報公開を積極的に進め、議員間討議を重視し、その結果を、監視、評価及び政策立案に活用し、課題を解決していかなければならない。

### 2．可児市議会および可児市議会議員に求められる使命と役割

(議会の使命及び活動原則)

第3条 議会は合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とする。

2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 公正及び透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うこと。
- (4) 市民の意思を尊重するため、市民参加の機会拡充に努め、情報公開を行うとともに、議会の議決及び運営に対して、その経緯及び理由を説明する責任を果たすこと。

3 議会は、専門的知見の活用並びに政策提言等に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めなければならない。

(議員の使命及び活動原則)

第4条 議員は、直接選挙で選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。

2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間相互の自由闊達な討議を尊重すること。
- (2) 自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図り、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について市民に対する説明責任を果たすこと。

### 3．可児市議会が目指す将来像

前述した議会基本条例より、可児市議会が目指す将来像は、従来からの適正な議会運営機能と行政の監視チェック機能だけではなく、これらの機能をより高めることはもちろん、加えて、行政が示す政策を適正に評価し、さらには政策の提言を行う。最終的には、議会が持つ条例立案機能を最大限に活用し政策を立案のできる議会を求めていると言える。

これらは、北海道大学公共政策大学院における研究報告による具体性を持った仮の4つの議会像（行政監視型議会、政策評価型議会、政策立案型議会、政策評価・政策立案型議会）に当てはめると、可児市議会がめざす将来像は、行政監視型議会に加え、政策評価・政策立案型を目指すフルセット型の議会像となる。

（参考文献：北海道大学公共政策大学院 自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか 最終報告書）

### 4．議会運営委員会の結論

（1）可児市議会は、政策評価・政策立案もできる議会を目指す。

（2）諮問事項に対する答申は、目指すべき議会像に向けて、具体的に求められる議会および議員の使命およびありかたを達成するための、定数、報酬、委員会体制についての考え方、方法の提示を検討することである。

## 第5. プロジェクトチームの検討経過について

組織した議会改革調査研究プロジェクトチームの検討事項と確認内容は次のとおりである。

平成25年10月17日に第1回目の会議を開催し、議長から諮問の具体的な内容について説明を受けた。第2回の会議ではプロジェクトチームの方向性や進め方を確認。第3回の会議では、議員報酬を議論する上で、広範にわたる議員活動を分類し、その量的把握が必要であるとの考えから、プロジェクトチームにおいて活動分類表に基づく活動記録をつけていくことを決める。第4回・第5回では、議員定数、議員報酬、それぞれのテーマに対して、算定の手法など様々な意見を集約した。

こうした議論を踏まえ、議員派遣により平成26年2月14～15日の2日間、福岡市で開催された「議会改革と議員報酬のあり方」の研修を受講し、このテーマについて先進的な取り組みを行っている他自治体の議会をケーススタディとして、理論・実務の両面で学んでいくとともに、現在プロジェクトチームで行っている議論の到達点について比較検証した。

第5回、第6回の会議では委員会のあり方等について議論し、平成26年3月には、プロジェクトチームの中間報告と議員派遣の報告会を議会全体に対して行い、議員間の情報共有を図った。それ以後、第7回～第8回は、今までの議論を取りまとめ、各委員ごとに担当を分け報告書の内容の執筆を進め、各会議でチェックを繰り返し、第10回以降、各項目の報告書を全体でつなぎ、推敲を繰り返し、報告書を完成させ、平成26年7月3日議会運営委員会に報告する。

回数	開催日	検討事項	確認内容
1	H25 10/17(木)	1. 議長による諮問内容の確認	1. 定数・報酬の考え方および取り組み方について議長より説明
2	H25 10/30(水)	1. プロジェクトチームの名称について 2. 諮問内容の再確認と意見交換 3. プロジェクトチームの責務と役割について 4. 今後の進め方(日程案) 5. 協議・検討項目について 6. 会議の具体的な進め方について	1. 以前の議会改革調査研究プロジェクトチームにおいても、この定数と報酬の問題について検討してきた。名称については、同じ「議会改革調査研究プロジェクトチーム」とする。 2. 諮問事項についての議長の意向の相互確認と委員全員からの意見徴収 3. このプロジェクトチームは、議長の諮問を受け議会運営委員会により設置されたもので、ここでの成果は議会運営委員会に報告する。 4. 第1段階として、協議・検討項目の抽出、調査、研究し取りまとめるのを3月定例会の前ぐらいを目途にする。以後、詳細の検討、再調査等を行い、最終的な取りまとめを行い、4月中旬を目途に議会運営委員会に報告する。頻度は、その期間中に、議会期間中を除き、2～3週間に1回を目途に6回から7回でまとめる。

			<p>5 .</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例による目指すべき議会</li> <li>・定数の考え方</li> <li>・報酬の考え方</li> <li>・委員会の考え方</li> </ul> <p>6 .</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討順序は定数、委員会、報酬とする</li> <li>・検討方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>類似団体との比較</li> <li>活動量の調査、研究を担当制でおこない、結果の報告を受け議論する。</li> </ul> </li> </ul>
3	H25 11/20(水)	<p>1 . 議会、議員活動の範囲の確定について</p> <p>2 . 北海道大学公共政策大学院の自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか 最終報告書に基づいて定数の算出について可見市議会の検証</p> <p>3 . 類似団体との比較について</p>	<p>1 .</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員活動における、活動の実態と、その活動の公務性を明らかにする。</li> <li>・活動分類を協議し、それに基づく活動記録票の作成し12月より1月間付ける。その結果を踏まえて、活動分類表、活動記録表を確定する</li> </ul> <p>2 .</p> <p>(1) 議会基本条例による目指すべき議会の実現以外に生産年齢人口にあたる人が職業として魅力があるようにすることも重要である。</p> <p>(2) 議会に求められる性質・役割から議員定数について議論する。議会に求める性質を検討し、それを強化するには何人の議員が必要か。</p> <p>議会に必要な性質 討議性に適した議員数は何人が 専門性をもつために必要な議員数は 市民性をどう定数に反映させるかの根拠づけにはどのようなものがあるか</p> <p>3 .</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較する予算規模は普通会計とする。</li> </ul>
4	H25 12/20(金)	<p>1 . 12/1 からの議員活動記録を付けて感じることもまた改善等の必要性について</p> <p>2 . 山田喜弘議員の研修報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数について 全国市議会議長会廣瀬和彦氏</li> <li>・地方議員の地位について 中央大学教授 幸田雅治氏</li> </ul> <p>3 . 継続議題：議員定数について</p>	<p>1 . 議員活動分類表の改善が必要な部分の協議。</p> <p>2 . 研修報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数を考える理論的な要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>合議体としての議会の能率的な運営と意思決定</li> <li>多様な住民の意思の反映</li> <li>執行部との均衡</li> <li>議会の権能の発揮 (議事機関、立法機関、監視機関)</li> </ul> </li> <li>・定数を考える上での留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>議会費の割合</li> <li>十分な監視機能への対応</li> <li>多様な住民意思の反映</li> </ul> </li> </ul> <p>3 . 継続：議員定数について</p>

			<p>討議性を高めるために必要な議員数          専門性を高めるために必要な議員数          市民の多様な意見を反映させるために必要な議員数          類似団体との比較について</p>
5	H26 1/17(金)	<p>1. 12/1からの議員活動記録について</p> <p>2. 議員報酬について</p> <p>3. 報告書の組み立てと中間報告について</p>	<p>1 検討した分類表を確定。12月分を新しい分類表に沿って集計し直す。続いて2、3月も活動記録をつける。</p> <p>2 議員報酬の基本的な考え方を議論する          ・議員報酬 = 議員活動日数 × 1日あたりの基準報酬額          活動量を算出する          ・活動記録より現在の活動量を積み上げる。          ・基本条例による将来議会像から新たな活動量を予測する          基準報酬額を算出する          ・市長、副市長、教育長と比較する          ・類似市と比較する          ・その他の参考値を検討する          正副議長報酬、正副委員長報酬等、役職に対する報酬について考える          歳出に占める議会費の割合から考える</p> <p>3          ・2/24の中間報告は川合副議長がまとめて報告する。          ・2/13、2/14の研修報告については、それぞれ担当割して報告書を作り、発表は伊藤英生議員が行う。</p>
6	H26 2/14(金) ~ 2/15(土)	<p>1. 研修視察          「先進自治体に学ぶ議会改革」          講師 三重県議会議員          三谷哲央氏          研修視察者          川合敏己・山田喜弘          澤野 伸・伊藤英生          研修先 福岡県福岡市</p>	<p><b>議会基本条例と議会改革</b>          三重県議会改革の経緯          「分権時代を先導する議会をめざして」          (1) 大きな変革期の地方行政          (2) 高まる議会の役割          (3) 分権時代を先導する議会をめざして          三重県議会の五つの基本方向          (1) 開かれた議会運営の実現          (2) 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進          (3) 独自の政策提言と政策立案の強化          (4) 分権時代を切り開く交流・連携の推進          (5) 事務局による議会サポート体制の充実</p> <p><b>政務調査費のあるべき姿について</b>          (1) 政務調査費(活動費)の三重県議会調査答申での位置づけ</p>

			( 2 ) 政務活動の成果の説明
7	H26 2/18 ( 火 )	1 . 2/24 のプロジェクトチーム中間報告と議員研修会報告について 2 . 議員報酬について 3 . 活動分類について 4 . 常任委員会のあり方について ・ 体制について ・ 任期について ・ 委員数について 5 . 報告書の役割分担とスケジュールと進め方について	1 . ・ 研修報告の進め方および役割分担の決定 研修会の報告は、議会改革の部分を澤野議員、報酬、定数の部分を伊藤英生議員が担当。報告は伊藤英生議員が担当する。 プロジェクトチームの中間報告は川合座長が担当する。 2 報告の実施を 2/24 か 3/6 一般質問 2 日目終了後に変更する。 2 . ・ 議員報酬 = 議員年間活動時間 × 時間あたりの基準報酬額と考える。 ・ 市長、副市長、教育長の単位当たりの基準報酬額で比較、議論する。 3 . ・ 活動分類を公務災害補償の観点からも考察する。 4 . ・ 体制について ・ 任期について ・ 委員数について 5 . ・ 報告書の原稿を 4 月中旬とする。
8	H26 3/3 ( 月 )	1 . 3/6 のプロジェクトチーム中間報告と議員研修会報告について 2 . 継続議題：常任委員会のあり方について 3 . 役職者の報酬について 4 . その他	1 . 議員研修会の報告をプロジェクトチームで共有し 3/6 に備える。 先進自治体三重県議会議員に学ぶ。 議会改革における 5 つの基本報告 ( 1 ) 開かれた議会運営の実現 ( 2 ) 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進 ( 3 ) 独自の政策提言と政策立案の強化 ( 4 ) 分権時代を切り開く交流・連携の推進 ( 5 ) 事務局による議会サポート体制の充実 その代表的な取り組み ( 1 ) 「みえ県議会出前講座」の実施 ( 2 ) 議長定例記者会見の実施 ( 3 ) 執行部とは別に議会独自の政策サイクルの決定 議員報酬のあるべき姿 ( 1 ) 報酬と政務活動費が批判される背景 ・ 議会と議員の活動実態が市民にみえにくい ・ 報酬額の決定において適正な根拠

			<p>がないこと</p> <p>(2) 議会と議員の役割の増大と議員の専門化の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関委任事務の廃止による議決権の拡大</li> <li>・議会の活性化と改革の進展</li> <li>・市民が議会に求める期待の高度化、専門化</li> </ul> <p>(3) 三重県議会による報酬の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は名誉職・ボランティアであるという考え方を否定、</li> <li>・議会が報酬に対する調査会をもち、議員が説明責任を果たすために活動実態のアンケートに全員が参加</li> <li>・議員は公選職であるため、報酬の比較は同じ公選職である知事と比較することが適切であるが、権限と責任において長を超えることはない。</li> <li>・結論として長の給与に職務活動時間による比率で算出するのが適切</li> </ul>
9	H26 3/6(木)	<p>○議会改革調査研究プロジェクトチーム報告会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数、議員報酬のあり方及び常任委員会の体制等の見直しについての中間報告および議員派遣研修報告について</li> </ul> <p>○対象：可児市議会議員</p>	
10	H26 4/8(火)	<p>1. プロジェクトチーム報告書の第1原稿について</p> <p>2. 活動記録(2・3月分)について</p> <p>3. 費用弁償について</p>	<p>1. 各担当議員より原稿の提出を受け、委員でチェックする。</p> <p>2. 2月、3月の活動記録の相互確認。特に分類表1～3の公務性の高い会議についてその終了時間の確認をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再度、調整をして、電子データに入力し事務局に提出する。</li> </ul> <p>3. 費用弁償について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○背景</li> <li>○費用弁償に係る最近の事例</li> <li>○改正内容</li> <li>○可児市議会における経緯</li> </ul>

11	H26 4/21(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 .プロジェクトチーム報告書の第1原稿について</li> <li>2 .活動記録(2・3月分)について</li> <li>3 .今後の進め方について</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.各担当議員より原稿の提出を受け、委員でチェックする。</li> <li>2 .・2月、3月の活動記録の相互確認。特に分類表1～3の公務性の高い会議についてその終了時間の確認をする。 ・再度、調整をして、電子データに入力し事務局に提出する。議長分も含める。</li> <li>3 .・再確認となるが、このプロジェクトチームは、方法と考え方を提示する役割であり、結論を出すところではない。 ・次回、全体とりまとめに入るが、全体の校正に2回ほどの回数をかける。 ・現在のところ、議会運営委員会への回答は6月を目指す。 ・委員会のあり方と定数の考え方は密接に関連しているので、組み立てを考える必要あり。</li> </ol>
12  13	H26 5/27(火)  H26 6/16(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 .プロジェクトチーム報告書のとりまとめについて(1回目、2回目)</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とりまとめ原稿の報告</li> <li>・問題点、質疑等</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
	H26 7/3(木)	議会運営委員会で報告	

## 第6．議会活動・議員活動の分類と活動量について

### 1．検討の必要性と基本的な考え方

先に述べたように、議員定数や議員報酬の削減が市民より求められるのは、議会、議員活動が市民に正確に理解されていないことが要因のひとつとして挙げられる。

議員定数、議員報酬のあり方を検討するにおいて、その対象となる議会・議員活動が、現状と将来において、何であるのかを確定し、わかりやすく分類、整理することは、前段階の準備として非常に重要なことである。

よって、始めに議会・議員活動を客観的に分析、分類し範囲を決定し、次に、分類された活動が、量的にどのくらいかを、期間を区切って調査する。

その結果より、議会・議員活動を、様々な観点をもって量的な側面から考察する。これは、特に以後の議員報酬を考える上での重要な項目となる。

### 2．具体的な検討項目

- (1) 議会活動の分類について
- (2) 議員活動の分類と範囲の決定について
- (3) 活動量の算出と結果の分析と考察

### 3．協議の内容

- ・(1)の議会活動および議員活動の分類は、三重県議会議員の活動と議員報酬等のあり方の議員活動分類表を参考に、また、可児市議会の状況にあわせて議論し、修正して作成した。
- ・(2)の議員活動の分類の範囲は、議員活動の公務性を判断するためにおこなったものである。会津若松市議会の「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」、また過去の平成22年の議会改革調査研究プロジェクトチームでおこなったデータ 表. 1 をもとに、可児市議会の状況にあわせて議論した。
- ・議員活動を洗い出すことは、それぞれの活動の実態をクリアにし、その活動における公務性を明らかにすることである
- ・公務性があるということは、費用弁償や公務災害の対象となりうるとも考えられる。
- ・法や条例、規則等に定められた会議、活動は一番公務性が高い。 A領域、B領域。
- ・それ以外に公務性が高いと思われる活動がC領域となる
- ・報酬を検討するに当たり、C領域にどれだけ公務性があるかを明らかにすることが重要。
- ・公務性が高いという判断をどう根拠づけるか。市民がその活動をどう見るかというのもひとつの考え方である。
- ・明らかになった公務性のある活動は、正当に報酬にリンクすることになる
- ・活動分類を地方議会議員の公務災害補償の観点から議論することも必要。
- ・公務災害は、基本的に地方自治法、会議規則等の例規に示されている会議および調査、式典等が対象になる。
- ・それ以外の活動は、その活動がどう公務と相当因果関係を持って発生したかが認定において問われることとなる。
- ・現在、報酬、定数を語る上で、市民に示す議会、議員活動が、すべて公務災害に該当する活

動であれば、1番説得力があり望ましいがそれは難しい。

- ・しかし、公務災害に該当する活動に近い形でその他の活動も定義づけていく必要がある。そして、その活動を市民に「見える化」する必要がある。

(活動分類表で検討が必要な部分) 表. 2

- ・委員会、会議等の傍聴はどこに分類するか。傍聴は議案の審議の元にもなるので、番号1～3に伴う傍聴は番号9に番号8に伴う傍聴は番号11に分類する。
- ・番号1から3に伴う案件で執行部より説明等を受ける時間はどこに分類するか。番号6で分類する。
- ・政務活動費に伴う会計事務等は番号17に分類する。
- ・メールをチェックする時間、事務局や会派室で議員同士での打ち合わせ時間や連絡所での地域課題の解決に要する時間等は業務の内容によって振りわけのものとする。
- ・議会、議員活動に付随する懇親会、忘年会等は番号21その他となる。
- ・移動時間は活動時間に入れる。
- ・移動時間や登庁時間は各々異なるが活動時間に含める。
- ・同じ会議でも時間のばらつきがでるのはおかしい。
- ・番号21は、公務性はないが議員でなくては行わなかったであろう活動であると考えられる。
- ・会派室における情報交換の時間は会派活動となる。
- ・大きく言えば、登庁して行う活動は多くが公務活動に値する。
- ・請願案件等で県に行ったのは番号11に分類する。
- ・地域要望を協議したのは番号10または内容によっては番号13。
- ・番号14,15,16については自治連合会は番号15、単位自治会は番号16、社会福祉協議会等の行政支援団体は番号15と考えるが、番号15と16の境をはっきりする必要あり。
- ・会派活動は公務性が高いため番号11とする。
- ・以上の検討の結果で分類表を確定し、12月、2月、3月も活動記録を付ける。
- ・3月においては、議長も活動記録を付ける。

#### 4. 議会運営委員会としての結論 表. 2

##### (1) 議会活動の分類について

今までの地方自治法で規定されていた議会活動は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員の派遣であったが、平成20年、地方自治法の改正により、議会の運営の充実を図るために行われる各種会議を会議規則に加えることで、正式な議会活動に位置づけることができることとなった。

可児市においては、平成24年に議会全員協議会、正副委員長会議、会派代表者会議、議会報告会実施会議の4つの会議を位置づけた。これらが議会活動となり分類すると次のようになる。

番号	活動名	内容
1	本会議	
2	委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
3	1～2以外の会議規則に基づく会議	議会全員協議会、正副委員長会議、会派代表者会議、議会報告会実施会議

4	議員派遣、委員派遣等	会議規則に基づき派遣された用務(議会報告会、委員会視察、議長会議員研修会)など
5	正副議長、委員長公務	行事等出席依頼公務、充職としての各種団体の役員としての用務(代理出席を含む)

## (2) 議員活動の分類と範囲の決定について

議員活動の内容は、議会活動のように法令、例規等において明確に規定されていないので、議員報酬が議員活動の対価であることを考えると、この議員活動の内容を、分類、整理し、公務性について明らかにすることが重要となる。

議員活動における公務性の有無が、議員報酬の対象となるかならないかの判断の基準となる。公務性がはっきりと説明できれば、その議員活動は議員報酬の対象であると言え、また、市民に説明し、理解を得ることができる。

以上の考えより、議員活動を、公務性の観点(有無、強弱)より分類、整理する。

番号	活動名	内容
6	1~3の会議に付随する用務	1~3の会議に伴う打ち合わせ、広報取材・原稿作成など
7	1~3以外の議会における会議	プロジェクトチーム会議、委員会協議会、議員間勉強会
8	議会選出議員としての公職用務	各種審議会、各組合議会、各種委員会・会議での議会選出議員としての公職用務
9	1~8の会議に付随する個人用務	議案等の精読、質問、質疑、討論の準備、文献資料調査、これらの会議の傍聴
10	請願、陳情に関する用務	議員又は会派が地域や団体から申請される請願、陳情に対して行う活動
11	会派活動	所属会派の構成員として行う諸活動(会派会議など)
12	市民、各種団体からの聴き取り、会合	議員又は会派が市民の意見や要望を聴きとるために行う活動
13	現地調査、視察、研修、それらに伴う事務	議員又は会派が地域課題の把握や解決のために市内外の現地・現場へ出向いて行う活動(会派視察を含む)及びそれに伴う報告書作成や諸事務、これらの関係会議の傍聴
14	市、県、国、他行政関係団体からの聞き取り、会合	議員又は会派が地域課題の把握や解決のために行政関係者から説明を受けたり、意見交換を行う活動
15	市公的行事	式典、総会、イベント等で可児市が主催、共催、協賛するもの
16	市以外公的行事	式典、総会、イベント等で国や岐阜県、その他市内の公的団体が主催、共催、協賛するもの

次の議員活動は、議論の結果、公務性のない議員活動となり、議員報酬の対象とならないと判断した。

番号	活動名	内容
17	15、16以外の行事	式典、総会、イベント等で各種団体が主催するもの
18	政党活動	所属政党の党員として行う諸活動
19	後援会活動	議員個人の後援会に関わる諸活動
20	選挙活動	自己の選挙運動のほか、各種選挙での他の候補者の応援も含む
21	その他	上記のいずれにもあてはまらない議員活動

### (3) 活動量の算出と結果の分析と考察

上記の分類表をもとに、実際にプロジェクトチームの委員(5名A・B・C・D・E)と議長により活動記録表を付け、活動量を算出した。試行期間は、12月、2月、3月の3ヶ月間である。

その調査結果を 

表. 3
------

表. 4
------

表. 5
------

表. 6
------

 に示し、以下に分析と考察を示す。

#### 【分析と考察】

##### ○議員活動

- ・平均時間は、12月が84.0時間、2月が117.25時間、3月が115.60時間である。
- ・月によって活動時間にばらつきが出る。
- ・12月と比較して、2月より始まる予算時期の議会における活動時間は多くなっている。
- ・役職公務時間は、本会議、委員会時間と同等か、それ以上となっている。
- ・常任以外の委員会を兼任する場合は、委員会活動時間が伸びる。
- ・分類3の議会に付随する会議は、役職に付随して多くなる。
- ・分類7は、今後、政策評価・立案する議会を目指すと活動時間が増加する。
- ・分類9の全体に占める割合は多い。今後、地域分権が進み、議会に対する責任が求められ、かつ多様かつ専門的な地域課題の増加に伴い議会活動が活性化すると活動時間が増加する。
- ・上記は、番号10、12、13についても同様である。
- ・番号17～21は、公務性が無く、議員報酬の対象外の活動であるが、議員として行わなくてはならない活動である。
- ・特に番号17は、議員が市民の代表であることを考えると必要不可欠な活動であり、今後、市民性を求める中では将来的に活動量の増加が予想される。
- ・番号1～16と番号17～21のすべてにおける議員の平均活動時間は、12月は130時間越、2月は145時間越、3月は150時間を超える。これは、週38時間45分、月155時間の常勤時間に迫る。今後の増加も見込むと、議員活動が専門化の方向に進むと予測できる。

##### ○議長活動

- ・議長公務は、量的、時間的にかなりの時間を占める。
- ・委員会活動においても、議長はすべての委員会に出席することができるため時間数が他の議員より多い。
- ・公務性のある活動だけでも、月約170時間の活動時間があり、常勤以上の就労時間である。
- ・議長は、議会の代表者であり就労時間および責任は極めて重い。

# 議会活動の範囲(領域A:本会議・委員会 領域B:議会全員協議会以外)領域C

平成22年議会改革調査研究プロジェクトチーム検討資料

表. 1



公的支援(高)

政務調査  
会派行政視察  
行政視察報告作成(会派)  
各種研修

議会改革調査研究PT

会派会議(政策討論)  
市長との懇談会  
執行部との懇談会  
会派代表者会議

請願(受付・審査・文書作成)  
陳情(受付・審査・文書作成)  
市政報告会(未実施)  
議会広報原稿作成

各種審議会委員

委員長報告作成  
正副委員長打合せ

議案精読

一般質問の作成  
質疑・討論原稿作成

・地域のあて職  
・各種団体行事の来賓  
・自治会行事の来賓  
・老人会行事の来賓  
・PTA行事の来賓  
・市民運動会の来賓  
・消防団行事の来賓  
・公民館行事の来賓  
・学校・保育園・幼稚園行事の来賓

市民相談  
懇親会出席 苦情聞き

公務性(高)

領域X

市政報告会(個人)

# 可児市議会 議員活動分類表

h25.12.1より適用

表. 2

番号	活動名	内容	備考
1	本会議		
2	委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	
3	1～2以外の会議規則に基づく会議	議会全員協議会、正副委員長会議、会派代表者会議、議会報告会実施会議	
4	議員派遣、委員派遣等	会議規則に基づき派遣された用務(議会報告会、委員会視察、議長会議員研修会)など	
5	正副議長、委員長公務	行事等出席依頼公務、充職としての各種団体の役員としての用務(代理出席を含む)	
6	1～3の会議に付随する用務	1～3の会議に伴う打ち合わせ、広報取材・原稿作成など	
7	1～3以外の議会における会議	プロジェクトチーム会議、委員会協議会、議員間勉強会	
8	議会選出議員としての公職用務	各種審議会、各組協議会、各種委員会・会議での議会選出議員としての公職用務	
9	1～8の会議に付随する個人用務	議案等の精読、質問、質疑、討論の準備、文献資料調査、これらの会議の傍聴	
10	請願、陳情に係る用務	議員又は会派が地域や団体から申請される請願、陳情に対して行う活動	
11	会派活動	所属会派の構成員として行う諸活動(会派会議など)	
12	市民、各種団体からの聴き取り、会合	議員又は会派が市民の意見や要望を聴きとるために行う活動	
13	現地調査、視察、研修、それらに伴う事務	議員又は会派が地域課題の把握や解決のために市内外の現地・現場へ出向いて行う活動(会派視察を含む)及びそれに伴う報告書作成や諸事務、これらの関係会議の傍聴	
14	市、県、国、他行政関係団体からの聞き取り、会合	議員又は会派が地域課題の把握や解決のために行政関係者から説明を受けたり、意見交換を行う活動	
15	市公的行事	式典、総会、イベント等で可児市が主催、共催、協賛するもの	
16	市以外公的行事	式典、総会、イベント等で国や岐阜県、その他市内の公的団体が主催、共催、協賛するもの	
17	15,16以外の行事	式典、総会、イベント等で各種団体が主催するもの	
18	政党活動	所属政党の党員として行う諸活動	
19	後援会活動	議員個人の後援会に関わる諸活動	
20	選挙活動	自己の選挙運動のほか、各種選挙での他の候補者の応援も含む	
21	その他	上記のいずれにもあてはまらない議員活動	

表. 3

議員活動記録 平成25年12月分集計表

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長・委員長公務	会議付随用務	1/3以外 (PT、勉強会)	各種審議会・ 組合議会等	会議付随用務 (個人)	請願、陳情、 要望	会派活動	市民、各種団体 会合・聞き取り	現地調査、視察、 研修、付随事務	市、県、国、 他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
A	12.00	5.75	0.00	0.00	14.50	6.25	2.50	2.50	11.50	4.75	6.50	10.75	0.00	3.25	3.25	0.00	1.50	3.25	7.50	0.00	8.50
B	12.75	9.25	0.00	0.00	1.50	12.75	4.50	1.25	36.50	0.00	3.25	0.00	7.75	3.50	1.50	1.25	5.75	41.75	0.00	0.00	4.75
C	12.00	8.75	0.00	0.00	0.00	8.00	2.50	0.00	15.50	0.00	3.00	5.50	0.00	0.00	3.75	3.50	22.50	4.50	0.00	0.00	5.50
D	13.25	11.25	0.00	0.00	0.00	14.50	1.50	1.75	17.25	0.00	0.00	1.50	1.75	2.00	7.50	3.75	8.25	3.00	0.00	0.00	25.00
E	12.50	5.50	0.00	0.00	0.00	11.25	4.25	3.75	32.00	2.00	6.00	11.50	10.25	1.50	1.75	0.00	21.75	10.75	42.75	0.00	24.00
平均	12.50	8.10	0.00	0.00	3.20	10.55	3.05	1.85	22.55	1.35	3.75	5.85	3.95	2.05	3.55	1.70	11.95	12.65	10.05	0.00	13.55

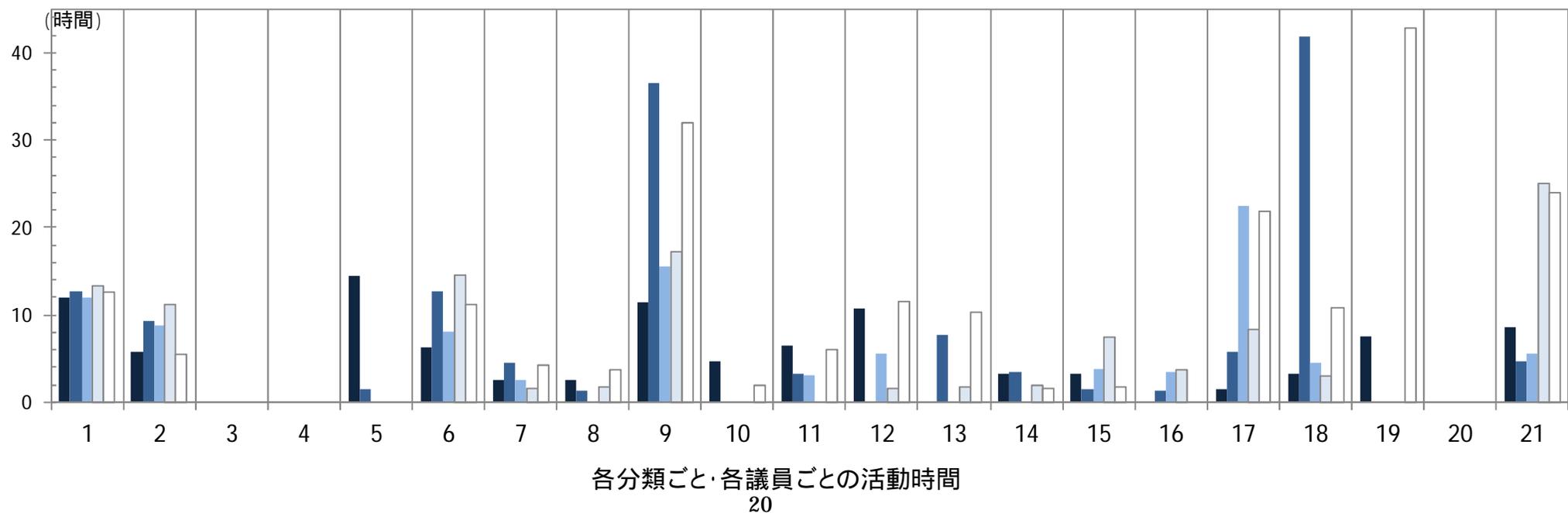
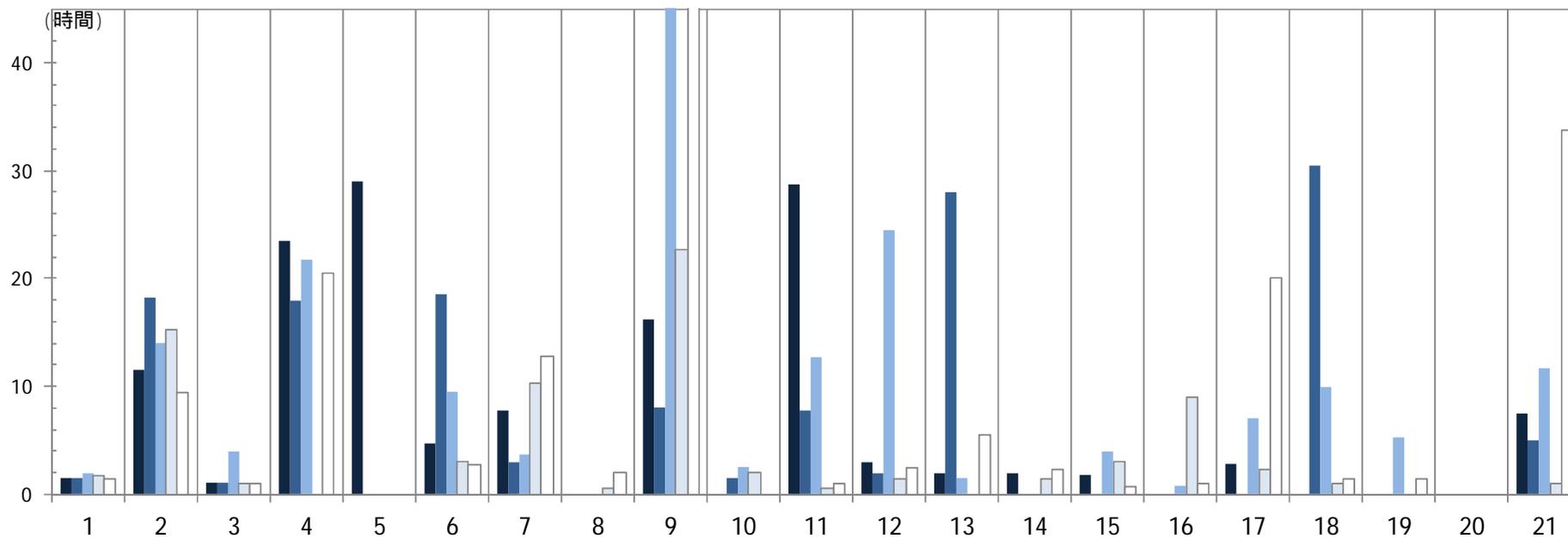


表. 4

議員活動記録 平成26年2月分集計表

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長・委員長公務	会議付随用務	1) 3以外の会議 (P、T、勉強会)	各種審議会・組合議会等	会議付随用務 (個人)	請願、陳情、要望	会派活動	市民、各種団体・会合・聞き取り	現地調査、視察、研修、付随事務	市、県、国、他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他	1) 16の計	17) 21の計
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	計
A	1.50	11.50	1.00	23.50	29.00	4.75	7.75	0.00	16.25	0.00	28.75	3.00	2.00	2.00	1.75	0.00	2.75	0.00	0.00	0.00	7.50	132.75	10.25
B	1.50	18.25	1.00	18.00	0.00	18.50	3.00	0.00	8.00	1.50	7.75	2.00	28.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.50	0.00	0.00	5.00	107.50	35.50
C	2.00	14.00	4.00	21.75	0.00	9.50	3.75	0.00	53.00	2.50	12.75	24.50	1.50	0.00	4.00	0.75	7.00	10.00	5.25	0.00	11.75	154.00	34.00
D	1.75	15.25	1.00	0.00	0.00	3.00	10.25	0.50	22.75	2.00	0.50	1.50	0.00	1.50	3.00	9.00	2.25	1.00	0.00	0.00	1.00	72.00	4.25
E	1.50	9.50	1.00	20.50	0.00	2.75	12.75	2.00	57.00	0.00	1.00	2.50	5.50	2.25	0.75	1.00	20.00	1.50	1.50	0.00	33.75	120.00	56.75
平均	1.65	13.70	1.60	16.75	5.80	7.70	7.50	0.50	31.40	1.20	10.15	6.70	7.40	1.15	1.90	2.15	6.40	8.60	1.35	0.00	11.80	117.25	28.15



各分類ごと・各議員ごとの活動時間

議員活動記録 平成26年3月分集計表

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長・委員長公務	会議付随用務	1) 3以外の会議 (PT、勉強会)	各種審議会・組合議会等	会議付随用務 (個人)	請願、陳情、要望	会派活動	市民、各種団体 会合・聞き取り	現地調査、視察、 研修、付随事務	市、県、国、 他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他	1) 16の計	1) 7) 2) 1)の計
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	計
A	8.75	20.25	8.50	0.00	19.25	4.00	3.50	1.50	13.75	0.00	23.25	8.00	1.25	2.50	14.50	0.00	14.50	0.00	0.00	0.00	3.50	129.00	18.00
B	12.00	19.00	1.25	0.00	0.00	22.75	4.25	3.25	4.00	0.00	7.50	0.00	0.00	2.25	2.25	3.00	0.00	12.75	0.00	0.00	0.00	81.50	12.75
C	11.50	24.00	4.00	3.75	0.00	12.00	4.50	2.50	27.50	0.75	11.00	6.25	0.00	0.00	6.75	1.25	27.00	0.00	0.00	0.00	14.75	115.75	41.75
D	9.75	23.75	4.75	0.00	0.00	23.75	4.75	1.00	26.00	0.00	5.25	0.00	0.00	7.00	2.25	13.75	4.25	0.00	0.00	0.00	12.75	122.00	17.00
E	9.00	16.25	7.50	0.00	0.00	36.25	5.25	0.00	24.75	0.00	11.75	5.50	0.00	0.00	9.00	4.50	12.50	23.75	1.25	0.00	54.25	129.75	91.75
平均	10.20	20.65	5.20	0.75	3.85	19.75	4.45	1.65	19.20	0.15	11.75	3.95	0.25	2.35	6.95	4.50	11.65	7.30	0.25	0.00	17.05	115.60	36.25

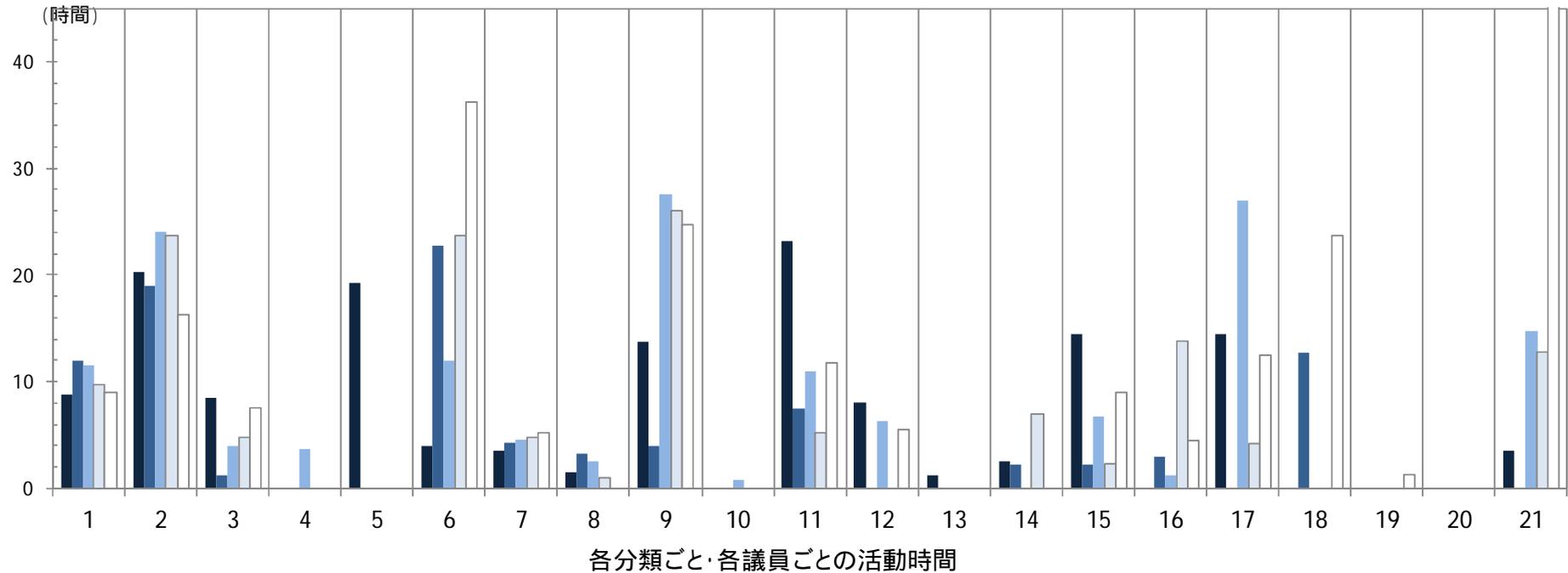
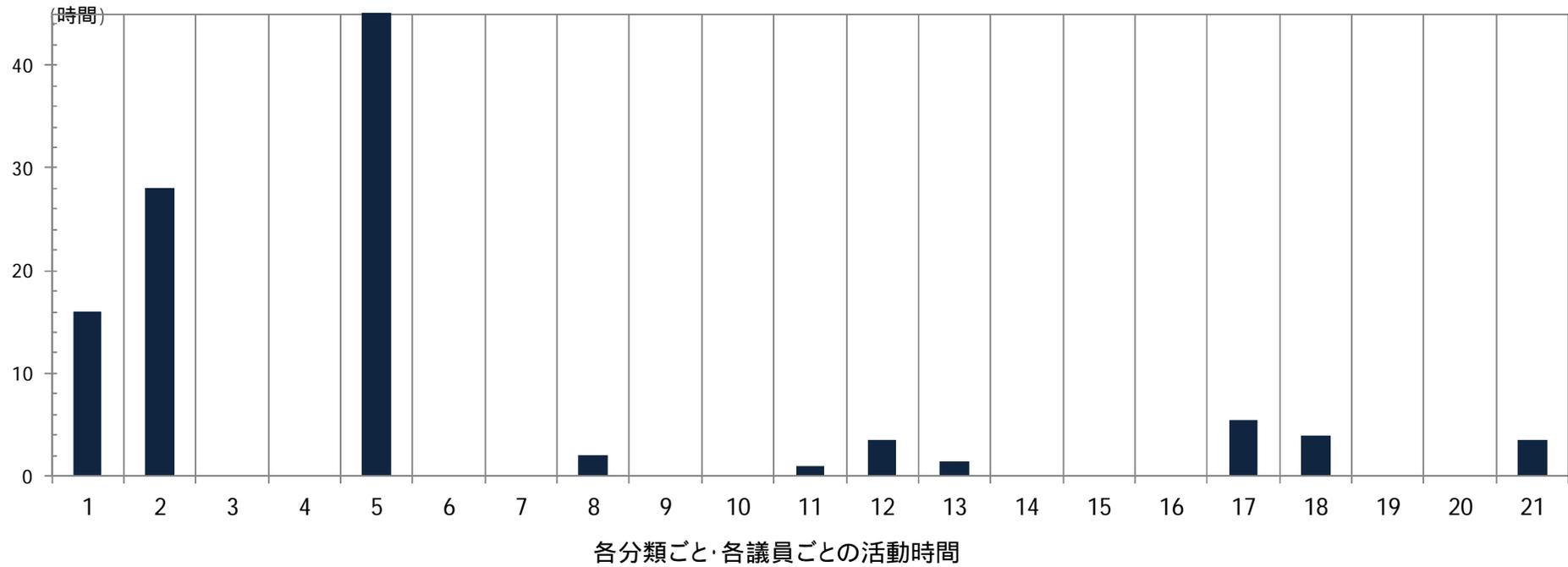


表. 6

議長活動記録 平成26年3月分集計表

	本会議	委員会	その他の会議	議員派遣等	正副議長、 委員長公務	会議付随用務	1/3以外の会議 (PT、勉強会)	各種審議会、 組合議会等	会議付随用務 (個人)	請願、陳情、要望	会派活動	市民、各種団体 会合、聞き取り	現地調査、視察、 研修、付随事務	市、県、国、 他行政関係団体	市公的行事	市以外公的行事	公的以外の行事	政党活動	後援会活動	選挙活動	その他	1/16の計	17/21の計
分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	計
議長	16.00	28.00	0.00	0.00	117.25	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	1.00	3.50	1.50	0.00	0.00	0.00	5.50	4.00	0.00	0.00	3.50	169.25	13.00



## 第7. 議員定数について

### 1. これまでの議員定数のありかた

地方公共団体の議員定数については、地方自治法第91条で各市町村の条例で定めることとなっており、従前は人口に応じた上限定数が規定され、その上限の範囲以内で条例により定めることとされていた。

しかし、平成23年の地方自治法の一部改正により、地方議会の自由度の拡大等の観点から、議員定数の法定上限が撤廃され、定数については、それぞれの議会において、しっかりとした基準、根拠によって自ら責任をもって決める時代となった。これらを受け、議会運営委員会において議員定数の算出根拠を求めるのに有効であると考えられる方法を提示する。

### 2. 定数のあり方についての検討の基本的な考え方

全国市議会議長会の廣瀬和彦氏によると、定数を考える理論的な4要件には、合議体としての議会の能率的な運営と意思決定、多様な住民の意思の反映、執行部との均衡、議会の権能の発揮（議事機関・立法機関・監視機関）がある。また、議員定数の基準として 常任委員会方式、人口比例方式、住民自治協議会方式、議会費固定化方式、類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）を示している。

議会運営委員会は、上記を参考に、可児市議会としてどこに力点をおくかを考え、議論した結果、議員定数は、「議会権能を適正に方向づけ高める要素」であり、同時に「議会活動を分担する要素」であるとの共通認識を得、調査・検討の基本的な考え方、方法を次のようにした。また、調査・検討においては、現在の議会のあり方である委員会中心主義を前提とする。

委員会中心主義とは議会で事件の処理を行う場合、原則として委員会の審査、調査を経た後、委員会の審査、調査を経た後、委員会の審査、調査の結果をもとに、本会議で事件の審議、表決を行う議会運営の方法をいう。（出典：地方議会運営辞典 ぎょうせい）

- (1) 委員会中心主義を前提とし、議会がもつ機能を整理する。
- (2) その機能を維持し、そして将来に向けてより高めるために議会に必要な求められる性質を明らかにする。
- (3) その性質を高めるために必要な議員数を調査・検討する。

### 3．議会の機能

議会の機能は、地方自治法によって定められている。その機能は、議会運営機能、行政の監視チェック機能、政策評価・立案機能に大きく分けることができる。(参考文献：北海道大学公共政策大学院 自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか 最終報告書)

### 4．議会に必要かつ求められる性質

次に、議会の機能を適正に発揮、高めるために必要な議会の性質は、可児市議会基本条例の前文、第3条(議会の使命及び活動原則)、第4条(議員の使命及び活動原則)(P6参照)に記載のとおり、次の4つに大きく分けることができる。(参考文献：北海道大学公共政策大学院 自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか 最終報告書)

「討議性」

多様性をもつ合議体である議会には、必ず必要な性質であり、多様な意見が議論され、かつ効率的に集約されていくことが求められる。

「専門性」

現在、多様で専門的な地域課題が増加する中において、独自に政策立案を行う議会には、行政分野に関する幅広い知識や政策法務に関する知識など、専門的な知識・知見が必要である。

「市民性」

民意を行政に反映するための性質である。特に、政策評価を行う議会には、住民の多様な意見を吸収することが必要であり、市民性の強化が求められる。

「議会運営性」

公正及び透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会を確実に運営する能力であり、最も基本的なものと言える。

### 5．具体的な検討項目

- (1) 討議性を高めるために必要な議員数は何人が
- (2) 専門性を高めるために必要な議員数は何人が
- (3) 市民性を高めるために必要な議員数は何人が
- (4) 議会運営性を高めるために必要な議員数は何人が
- (5) 類似団体との比較

## ( 6 ) その他

### 6 . 協議の内容

#### ( 1 ) 討議性を高めるために必要な議員数は何人か

- ・ 討議性を高めるとは、議員間で積極かつ専門的な討議がなされることを言い、それは、多様性の確保かつ効率性の確保が求められる。
- ・ 討議は最少 2 人で成り立つ。それに長を入れ 3 人で成り立つが、この人数では多様性からみると不十分。しかし、人数が多すぎると効率的ではない。
- ・ 多様性と効率性を担保するのに必要十分な人数は、これまでの委員会審議の状況から見て 7 から 8 人が妥当であると考え。討議性のみで考えたとき、複数委員会に所属が可能なことも考えると上限値である。
- ・ 討議性は、専門性にも関係してくるので討議が可能でも、多様な専門性に対応できる人数が必要と言える。
- ・ 現在の議会のあり方である委員会中心主義の点から考えると、議員定数(上限)は、常任委員会数×討議に適した人数+議長 1 人と言える。

#### ( 2 ) 専門性を高めるために必要な議員数は何人か

- ・ 可児市議会が目指す政策評価・政策立案型議会では、専門性がより重要になる。専門性は、常任委員会の数に密接に関係する。
- ・ 可児市が行う全部の事務事業を監視するにはどれだけの委員会数が必要か
- ・ 各委員会ごとの所管事務を適切に監視するのに必要な人数を事業数より検討する必要がある。
- ・ 今後、より多様で、より複雑で、より専門的な案件に、議会が対応する、さらには、監視だけでなく政策評価、政策立案に向けての将来的な議会を考えると、相当な議員数が必要である。
- ・ 議会の将来的な取り組みとして議決権の拡大も想定する必要がある。
- ・ 専門性を重視すると、議員は 1 つの委員会に専任する必要性ある。
- ・ 委員会機能で定数を考えたとき、理想は委員会の討議性や専門性を考えると、1 委員会 = 委員長 + 7 名(奇数)の 8 名とし、予算決算委員会を除く現状の 3 委員会として、3 × 8 に、中立公正の立場の議長を加え 25 人ではないか。

#### ( 3 ) 市民性を高めるために必要な議員数は何人か

市民性は、議会の最たる使命である多様な市民の意見の反映・集約に直結する性質である。市民性を高めるために必要な議員数をどのような視点より

検討するかについて、可児市の独自性、地域性より、議論の結果、次の2点より検討をした。

#### 小学校区方式

小学校区をひとつの区域と考える方法。可児市にあてはめると、1校当たりの人口が1番小さい兼山地区（人口約1,500人）で考えると、議員定数は66人を越え、逆に、1番大きい桜ヶ丘地区（人口が約9,500人）で考えると、約11人が議員定数となる。

これらの数は、市民性の点より見た、最大と最少の議員定数として捉えることができる。

#### 地域割

地域割として可児市には14自治連合会がある。可児市は、昭和30年に町村合併し、平成17年に兼山町と合併している。これら合併前からの区域は、面積、人口規模と関係なく、その地域性が引き継がれ、暮らし、経済、文化、コミュニティのあらゆる面でのひとつの単位となっており、可児市全域で住民自治単位として認識されている。

これは、可児市の特徴であり、議員定数においても、その14の区域数を考慮するのは必須となる。

#### 政党割

上記に加え、共通の社会観や政治観で構成される政党割を考える必要がある。

#### (4) 議会運営性を高めるために必要な議員数は何人か

- ・ 議会運営力は、議会基本条例にある公正及び透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行う力である。
- ・ 特に合議体、多様性等の議会の特質を最大限に活かした議会運営を行うには最少数で何人、最大数で何人が必要かと考える。
- ・ 議会改革の達成度を定数に反映させるような可児市方式を生み出したい。
- ・ 今後の取り組みとして、まだ議会基本条例に挙がっているが具体的になっていない議決権の拡大があるが、これにどれだけ取り組んでいくかも左右される。議決権が拡大されれば活動量は当然、増えていく。

#### (5) 類似団体との比較

表. 7 (平成25年7月1日現在データ)

類似団体とは、地方公共団体間の比較をおこなうため、人口や産業構造により地方公共団体を類型分類するもので、市町村の類似団体区分は、一般市については16類型されており、この類似団体のなかで、可児市がどのような位置にあるか、様々な観点より比較する。

表. 7

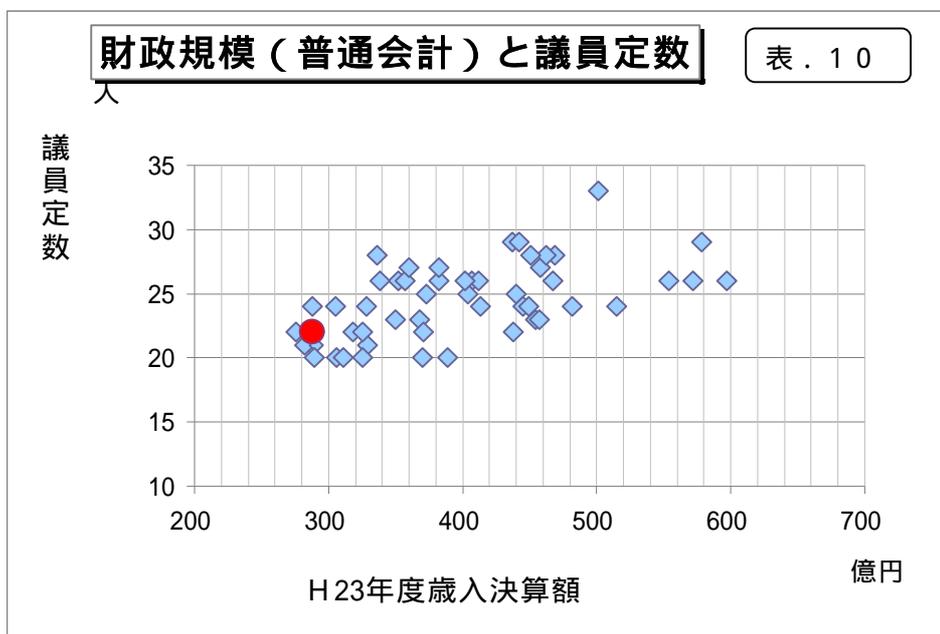
都道府県名	市名	H22 国勢調査 人口(人)	面積	普通会計 歳入決算 (億円)	財政力 指数	順位	議員数等(人)				常任委員会数				報酬(円)					議員の年齢			職員数				期末手当(ヶ月分)			年収(円) 議員	費用弁償 会議出席 (円)	政務活動費(円)	
							法定	条例	差	現員	右以外	定数1	定数2	予算決算	定数	議長	副議長	委員長	副委員長	議員	最少	平均	最高	内消防	夏期	年末	加算率	1人年額	交付先				
1	大阪府	池田	104,229	22.09	368	0.86	160	34	23	11	22	4	6	5		700,000	640,000			600,000				617	103	1.875	2.025	0.20	10,008,000	0	720,000	会派・議員	
2	兵庫県	芦屋	93,238	18.57	371	0.91	117	30	22	8	22	3	7	8		698,000	618,000			560,000	39	55	74	670	91	1.90	2.05	0.20	9,374,400	0	840,000	会派・議員	
3	大阪府	貝塚	90,519	43.99	306	0.69	322	30	18	12	20	3	7	6		620,000	590,000			550,000	31	52	63	566	83	1.875	2.025	0.20	9,174,000	0	360,000	個人	
4	兵庫県	高砂	93,901	34.40	318	0.93	102	30	22	8	22	3	8		629,000	575,000			522,000				658	95	1.875	2.025	0.00	8,299,800	0	300,000	会派・議員		
5	石川県	小松	108,433	371.13	445	0.70	311	34	24	10	24	4	6		620,000	550,000			520,000	31	52	67	733	697	1.40	1.55	0.40	8,387,600	0	840,000	個人		
6	福岡県	春日	106,780	14.15	289	0.71	300	34	20	14	20	3	6	8		589,200	515,400	480,500		470,600	40	55	68	364	0	1.40	1.55	0.15	7,243,711	1,000	150,000	1	
7	岡山県	津山	106,788	506.36	462	0.54	468	34	28	6	27	4	7		555,000	515,000			465,000	46	59	67	782	0	1.75	1.85	0.15	7,505,100	0	696,000	個人		
8	愛知県	東海	107,690	43.36	449	1.35	4	34	24	10	24	3	8		545,000	496,000			463,000	41	57	70	785	116	1.40	1.55	0.45	7,536,483	0	216,000	会派		
9	福岡県	大野城	95,087	26.88	311	0.79	228	30	20	10	20	3	6	8	1	10	568,000	507,000	472,000		462,000	25	56	71	370	0	1.40	1.55	0.20	7,179,480	2,500	360,000	会派・議員
10	愛知県	江南	99,730	30.17	276	0.84	178	30	22	8	22	3	7	8		532,000	485,000			460,000	31	61	72	587	106	1.40	1.55	0.45	7,487,650	0	150,000	会派	
11	沖縄県	浦添	110,351	19.27	382	0.73	283	34	27	7	27	4	7	6		539,000	482,000			454,000	30	53	65	702	95	1.40	1.55	0.20	7,055,160	1,500	240,000	会派	
12	福岡県	糸島	98,435	216.15	328	0.52	492	30	24	6	23	3	8		537,000	483,000	461,000		452,000				519	98	1.40	1.55	0.25	7,090,750	1	330,000	個人		
13	福岡県	筑紫野	100,172	87.78	325	0.75	258	34	22	12	22	3	7	8		540,000	480,000	460,000		450,000	39	61	76	418	0	1.40	1.55	0.20	6,993,000	1,500	360,000	会派・議員	
14	福岡県	宗像	95,501	119.66	325	0.60	415	30	20	10	20	3	7	6		533,000	474,000	449,000		441,000			375	0	1.40	1.55	0.20	6,853,140	0	264,000	個人		
15	京都府	亀岡	92,399	224.90	338	0.59	428	30	26	4	26	3	8		560,000	490,000			440,000	33	55	70	531	0	1.40	1.55	0.15	6,772,700	0	180,000	会派・議員		
15	大阪府	泉佐野	100,801	56.36	389	0.97	80	34	20	14	17	2	10		496,000	464,000			440,000	31	55	71	682	143	1.90	2.05	0.20	7,365,600	0	600,000	会派・議員		
17	神奈川県	伊勢原	101,039	55.52	291	1.03	41	34	21	13	21	3	7		544,000	469,000			435,000	33	55	69	659	121	1.85	2.05	0.20	7,255,800	0	240,000	会派		
18	千葉県	鎌ヶ谷	107,853	21.11	305	0.79	228	34	24	10	24	3	8		505,000	455,000			430,000	31	58	72	643	139	1.90	2.05	0.15	7,113,275	0	240,000	会派		
19	広島県	三原	100,509	471.13	451	0.64	375	34	28	6	28	4	7		530,000	475,000			428,000				866	159	1.90	2.05	0.20	7,164,720	1	300,000	会派		
20	富山県	射水	93,588	109.18	412	0.68	334	30	22	8	26	9	8		515,000	456,000			427,000	38	60	72	712	114	1.40	1.55	0.40	6,887,510	2,200	360,000	個人		
21	三重県	伊賀	97,207	558.17	482	0.66	357	30	24	6	24	3	8	2	22	530,000	467,000			423,000	29	55	72	991	170	1.60	1.70	0.20	6,751,080	0	240,000	個人	
22	栃木県	鹿沼	102,348	490.62	407	0.72	290	34	26	8	25	4	7	6		530,000	445,000			420,000	37	57	68	840	121	1.40	1.55	0.45	6,836,550	0	336,000	会派	
23	岐阜県	高山	92,747	2177.67	515	0.53	484	30	24	6	24	3	8		488,000	442,000			416,000	43	59	70	814	147	1.875	2.025	0.20	6,938,880	0	200,000	会派・議員		
23	岐阜県	関	91,418	472.84	404	0.63	389	30	25	5	24	3	8	9		468,000	437,000			416,000	50	62	72	664	0	1.90	2.05	0.20	6,963,840	0	120,000	会派	
25	北海道	室蘭	94,535	80.65	438	0.64	375	30	22	8	22	3	7	8		480,000	450,000			415,000	29	55	72	570	147	1.875	2.025	0.15	6,841,275	1	240,000	会派・議員	
26	茨城県	取手	109,651	69.96	357	0.83	185	34	26	8	26	3	9	8		494,000	444,000			411,000	32	54	72	769	163	1.40	1.55	0.15	6,326,318	0	100,000	会派・議員	
27	長野県	飯田	105,335	658.73	457	0.54	468	34	23	11	23	3	7	8		499,000	436,000			407,000	42	58	65	732	0	1.40	1.55	0.45	6,624,943	1	140,000	会派・議員	
28	埼玉県	東松山	90,099	65.33	282	0.86	160	30	21	9	21	3	7		470,000	417,000	412,000		402,000	25	53	70	475	0	2.10	2.15	0.20	6,874,200	0	180,000	会派		
29	福井県	坂井	91,900	209.91	350	0.69	322	30	26	4	23	3	8	9		490,000	420,000			400,000	36	59	73	715	0	1.40	1.55	0.20	6,216,000	0	600,000	会派	
29	岐阜県	可児	97,436	87.60	288	0.88	144	30	22	8	21	4	7	8	1	20	480,000	425,000	410,000		400,000	37	53	75	447	0	1.90	2.05	0.20	6,696,000	0	240,000	会派・議員

表. 7

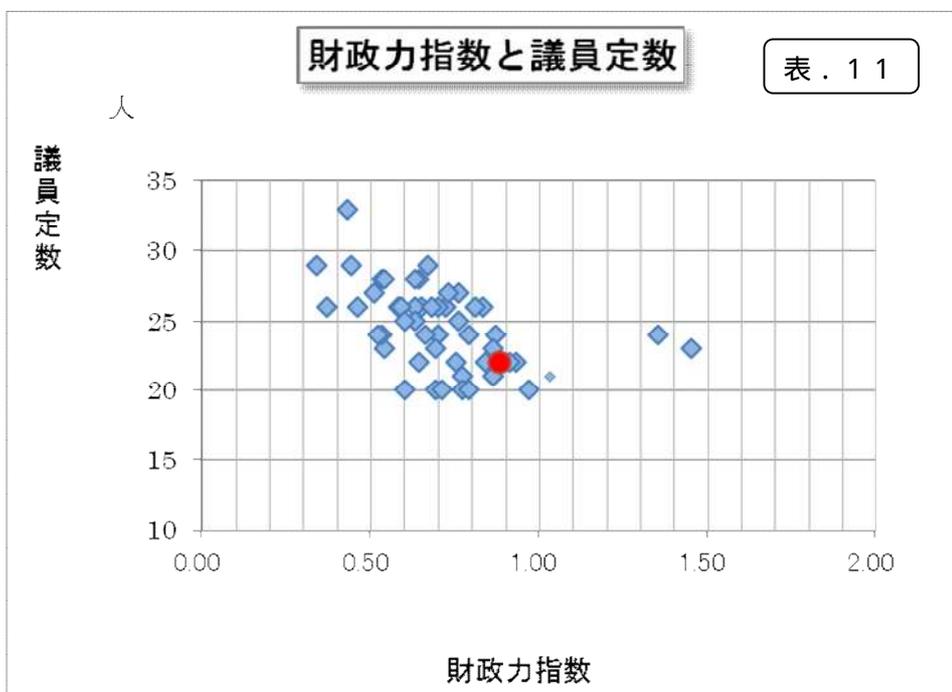
都道府県名	市名	H22 国勢調査 人口(人)	面積	普通会計 歳入決算 (億円)	財政力 指数	順位	議員数等(人)				常任委員会数					報酬(円)					議員の年齢			職員数		期末手当(ヶ月分)				年収(円) 議員	費用弁償 会議出席 (円)	政務活動費(円)	
							法定	条例	差	現員	右以外	定数1	定数2	予算決算	定数	議長	副議長	委員長	副委員長	議員	最少	平均	最高	内消防	夏期	年末	加算率	1人年額	交付先				
29	長崎県	大村	90,517	126.56	373	0.60	415	30	25	5	23	3	8	9			493,000	419,000			400,000	31	57	74	502	0	1.40	1.55	0.15	6,157,000	0	300,000	会派・議員
29	沖縄県	宜野湾	91,928	19.70	336	0.63	389	30	28	2	27	3	9	10			479,000	426,000	409,000		400,000	38	54	65	587	85	1.45	1.65	0.15	6,226,000	1,500	120,000	会派・議員
33	新潟県	新発田	101,202	532.82	458	0.51	504	34	27	7	27	3	9			498,000	428,000			396,000	46	59	73	811	3	1.40	1.55	0.15	6,095,430	1	144,000	2	
34	新潟県	柏崎	91,451	442.70	554	0.70	311	30	26	4	26	3	8	9			491,000	420,000			394,000	38	57	74	807	141	1.40	1.55	0.15	6,064,645	1	480,000	会派
35	埼玉県	坂戸	101,700	40.97	289	0.86	160	34	22	12	21	3	7	8	2	10	471,000	413,000	401,000	394,000	390,000	38	56	71	557	0	1.90	2.05	0.20	6,528,600	0	240,000	会派
36	北海道	千歳	93,604	594.95	440	0.76	244	30	25	5	25	3	8	9			460,000	420,000			385,000	32	55	77	666	128	1.90	2.05	0.15	6,368,863	0	30,000	会派
37	北海道	岩見沢	90,145	481.10	467	0.37	664	30	26	4	26	4	7	6			470,000	415,000			384,000	33	58	72	554	0	1.90	2.05	0.15	6,352,320	1	120,000	会派
37	秋田県	横手	98,367	693.04	578	0.34	695	30	26	4	29	3	9	8			456,000	411,000			384,000	33	58	70	1,126	166	1.40	1.50	0.15	5,888,640	1	120,000	個人
39	栃木県	日光	90,066	1449.87	437	0.67	346	30	28	2	29	4	7			490,000	410,000			380,000	35	56	67	1,027	190	1.45	1.65	0.45	6,268,100	0	0		
40	静岡県	島田	100,276	315.90	370	0.77	238	34	20	14	20	3	7	6			435,000	390,000	380,000		370,000	29	55	66	779	140	1.40	1.55	0.15	5,695,225	37円/Km	200,000	個人
40	鹿児島県	鹿屋	105,070	448.33	442	0.44	588	34	28	6	29	4	8	7	2	14	450,000	396,000	384,000		370,000	28	57	71	752	0	1.40	1.55	0.15	5,695,225	1	240,000	会派・議員
40	鹿児島県	薩摩川内	99,589	683.50	572	0.46	552	30	26	4	26	4	7	6			458,000	396,000			370,000	41	59	73	1,005	145	1.40	1.55	0.15	5,695,225	1	180,000	会派・議員
43	埼玉県	富士見	106,736	19.70	288	0.77	238	34	21	13	21	3	7			440,000	390,000			369,000	28	47	65	514	0	1.90	2.15	0.20	6,221,340	0	240,000	会派	
43	新潟県	三条	102,292	432.01	597	0.63	389	34	26	8	26	3	9	8			458,000	397,000			369,000	36	56	71	880	151	1.40	1.55	0.15	5,679,833	2,000	360,000	会派
45	千葉県	茂原	93,015	100.01	288	0.87	154	30	24	6	24	4	6			436,500	391,500			364,500	41	59	72	552	0	1.90	2.05	0.20	6,101,730	0	168,000	会派	
46	長野県	安曇野	96,479	331.82	382	0.58	441	30	25	5	26	4	6	7			459,000	383,000			360,000	44	62	72	675	0	1.40	1.50	0.40	5,781,600	0	90,000	会派
47	岩手県	北上	93,138	437.55	352	0.65	364	30	26	4	26	3	8	9			457,000	383,000			351,000	50	60	71	566	0	1.375	1.525	0.15	5,382,585	1	240,000	会派・議員
48	滋賀県	甲賀	92,704	481.69	360	0.76	244	30	27	3	26	4	7	6			450,000	390,000			350,000	51	62	72	742	0	1.40	1.55	0.20	5,439,000	1	240,000	会派・議員
49	長野県	佐久	100,552	423.99	469	0.53	484	34	28	6	28	3	9	10			461,000	383,000			349,000	36	58	75	733	0	1.40	1.55	0.40	5,629,370	1	120,000	会派
50	愛媛県	四国中央	90,187	420.50	402	0.81	212	30	26	4	26	7	7	6			454,000	374,000			341,000	42	60	75	817	123	1.40	1.55	0.15	5,248,843	0	0	
51	岩手県	花巻	101,438	908.32	501	0.43	597	34	26	8	33	4	8	9			431,000	369,000			339,000				907	146	1.425	1.575	0.15	5,237,550	1	240,000	個人
52	埼玉県	ふじみ野	105,695	14.67	329	0.86	160	34	21	13	20	4	7			420,100	366,600	352,200	346,000	338,800	32	57	77	592	0	1.875	2.025	0.20	5,651,184	0	120,000	会派	
53	茨城県	神栖	94,795	147.26	454	1.45	3	30	23	7	23	3	8	7			390,000	350,000			330,000	25	56	70	561	0	1.40	1.55	0.15	5,079,525	1,250	0	
54	茨城県	筑西	108,527	205.35	413	0.70	311	34	24	10	24	3	8			367,000	332,000			312,000	28	59	70	739	0	1.40	1.55	0.20	4,848,480	2,000	240,000	会派・議員	
		平均	98,504	316.96	394	0.72	315	31.8	24.1	8	24.1	3.463	7.5	7.618	1.6	15.2	502,941	445,472	422,558	370,000	414,369	36	57	71	680	80	1.59	1.74	0.22	6,650,987		281,843	



- ・可児市より面積は大きい、定数が少ない市は2市だけであり、面積による可児市の定数は、低い方と言える。



- ・財政規模の最大は三条市の 597 億円、最小は江南市の 276 億円、平均 394 億円。
- ・この人口規模における可児市の財政規模は少ない部類ではあるが、議員定数もそれに応じた数と言える。



- ・財政力の弱い自治体に、議員定数が多い傾向がある。
- ・可児市は財政力指数が高い割に議員定数は少ないと言える。

#### (6) その他

- ・市民にとって議員という職業が魅力あるものとなるようにすることが大切である。
- ・市民の構成や分布（性別・年齢・職業・所得など）が、議員定数に反映されるのが望ましい。
- ・現状は男性や中高年層など一部の層が過剰に代表され、偏りが顕著に出ている感が否めない。
- ・女性、子育て世代、サラリーマンなど、様々な層の市民が議会に参加しやすい環境を整備することが、市民代表としての議会に対する信頼感が増し、ひいては議員報酬や定数を適正な水準に設定する際に、市民の理解を得る一つの手法となるのではないだろうか。

### 7. 議会運営委員会としての結論

#### (1) 討議性を高めるために必要な議員数は何人か

- ・委員会における討議性に適した議員数は、多様性かつ効率性を担保するのに必要十分な人数は7人から8人である。

#### (2) 専門性を高めるために必要な議員数は何人か

- ・専門性を持つためには、専門性の確立や審議に集中する環境を設定する必要性から、議員は1つの委員会に専任するのが望ましい。
- ・専門性は、常任委員会の数がベースとなる。よって議員数算出は、討議性を高める 7～8人に常任委員会数を乗じた数が適当である。

#### (3) 市民性を高めるために必要な議員数は何人か

- ・可児市の地域性と成り立ち等から勘案し、小学校区方式で最大数と最少数の範囲の決定、地域割から自治連合会数の14、政党割の考慮、これら3点を基準、根拠として結論づけることが適当である。

#### (4) 議会運営性を高めるために必要な議員数は何人か

- ・公正、透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会、合議体、多様性等の議会の特質を最大限に活かした議会、これらを基本とした議会運営を行うのに必要な議員数は、上記3点を総合的に加味した数となる。

#### (5) 類似団体との比較

- ・人口において議員定数を比較すると、可児市の議員定数は平均より低い。

- ・類似団体内における同規模面積において議員定数を比較すると、可児市の議員定数は平均より低い。
- ・類似団体内における同規模の財政規模、財政力指数において議員定数を比較すると、可児市の議員定数は平均より低い。
- ・以上の点より、現在の議員定数、報酬を改める場合は、しっかりとした基準と根拠が必要となる。

#### (6) その他

- ・市民にとって、職業としての議員が魅力あるようにすることが大切である。
- ・市民の多様な意見や考え方を市政に反映させるのが議会の使命であることを考えると、議員の構成や分布（性別・年齢・職業・所得など）をどのように反映させるかということが重要な課題であり、これは報酬の問題にもつながっていく。

## 第8. 議員報酬について

### 1. 検討における基本的な考え方

議員報酬については、地方自治法で規定され、可児市においては、可児市議会議員の議員報酬等に関する条例により議員報酬の額を規定している。

また、市長が議員報酬の改定を議会に提出する時は、可児市特別職報酬等審議会条例により審議が必要となる。

議会が議員報酬について検討する際は、可児市議会基本条例第17条（P4参照）に基づき、行政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮する必要があり、また改正する場合は基準等の明確な改正理由が求められる。

これらを勘案し、プロジェクトチームにおいては次の具体的な項目において検討をおこなった。

地方自治法

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、可児市議会の議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議会の議員に対する議員報酬の額は、別表のとおりとする。〔省略〕

別表(第2条、第3条関係)

職名	議員報酬月額	費用弁償
議長	480,000円	市長に支給する旅費の例による。
副議長	425,000円	
常任委員会及び議会運営委員会の委員長	410,000円	
その他の議員	400,000円	

## 可児市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員に対する議員報酬及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、可児市特別職等報酬審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

## 2. 具体的な検討項目

- (1) 原価方式による基本的な考え方
- (2) 基準報酬単価を考える
- (3) 市長、副市長、教育長との比較
- (4) 将来議会像による新たな活動量を予測する
- (5) 類似団体と比較する
- (6) 岐阜県下市議会と比較する
- (7) 役職に対する報酬について考える
- (8) 費用弁償について再考する
- (9) 議会の将来を考える

## 3. 協議の内容

- (1) 原価方式による基本的な考え方
  - ・ 議員報酬は議員活動という役務に対する対価であると考えれば、原価方式による考え方ができる。
  - ・ 基本的に次のような算出式が適当である。  
議員報酬 = 議員年間活動時間 × 時間あたりの基準報酬額
  - ・ 議員年間活動時間は、議員活動量の算定から導く。

表. 3

表. 4

表. 5

表. 6

- ・ 活動時間の次に比較する基準報酬額を検討する。

- (2) 基準報酬単価を考える

- ・ 報酬については、議員は非常勤であることの認識を持ち、市民が納得する提

示の仕方が大切である。

- ・活動時間より見ると、現在は常勤に近いスタイルになってきている。
- ・議員とまったく同じ立場、同じ責任を持つ人はいないので、報酬額を比較し提示するときは十分な議論が必要となる。
- ・基準報酬額を誰と比較するかが論点である。
- ・報酬をはじめとくに、活動の分類によって報酬単価を変えるという見方も考えられる。
- ・議員は地方自治法に基づいて身分保障はされているが、「職責」「職務」や「公選職」として法的な位置づけは明確化されていない。
- ・現在の報酬額は、可児市職員給与の平均額に近いとも言える。

### (3) 市長、副市長、教育長との比較

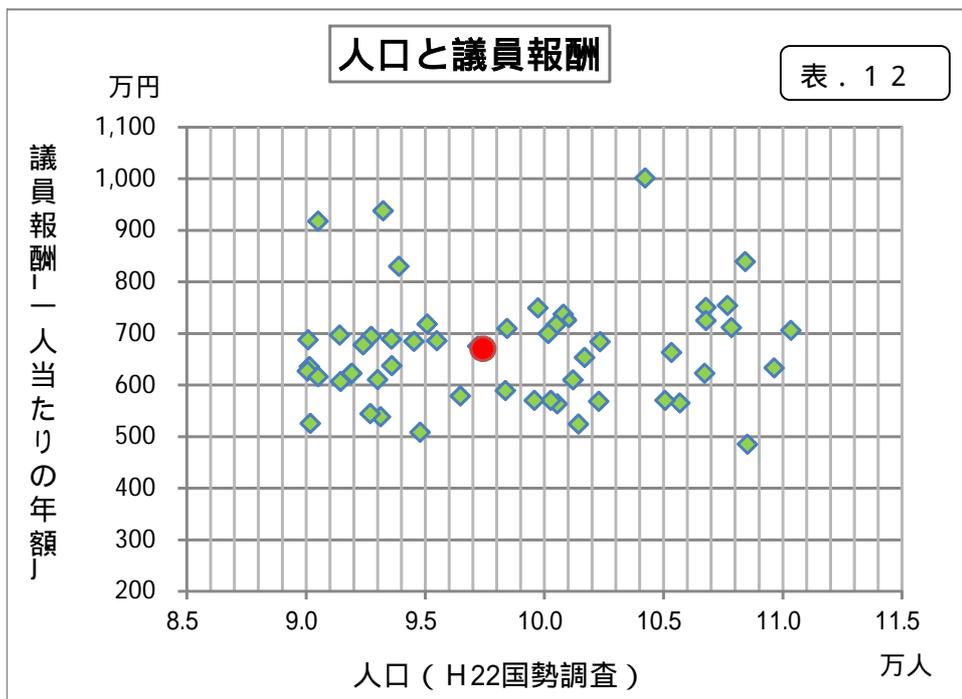
- ・比較するにあたり同一自治体内で考えると市長、副市長、教育長職が候補として考えられる。
- ・議員は公選職であると考えられるため、副市長や教育長との比較ではなく市長職と比較しても問題はないと考える。
- ・市長と議会は、独任制と合議制の違いでありそれぞれ役割や責任も違うが、それぞれが2元代表性の一翼を担うことを考えれば比較の対象となる。
- ・比較検討の場合は、議会側は代表者である議長と比較するべきである。しかし、社会通念上、市長を超えるということは適当ではない。
- ・市長、副市長、教育長の給与と議員、議長の報酬を比較。 

表 . 16
--------

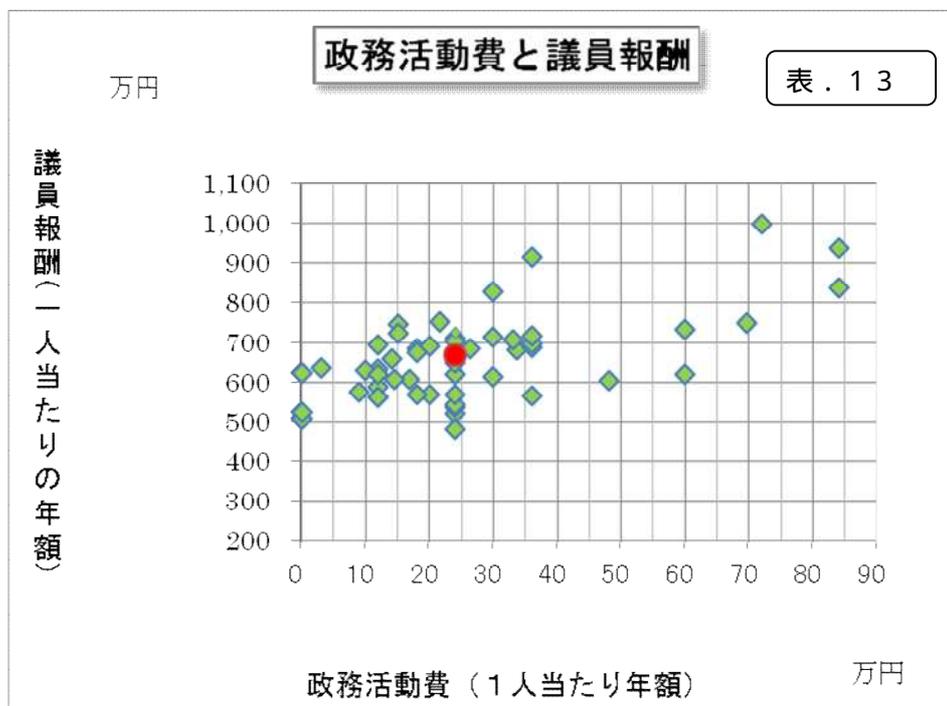
### (4) 将来議会像による新たな活動量を予測する

- ・可児市議会基本条例において、可児市議会は、市民参加の推進及び情報公開を積極的に進め、議員間討議を重視し、その結果を、監視、評価及び政策立案に活用し、課題を解決していかなければならないとしている。
- ・第3条の議会の使命及び活動原則において、具体的に次のように定めている。  
市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。  
市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言、政策立案を行うこと。
- ・上記の将来像に向けて議会活動・議員活動を行えば、当然、活動量は増加する。その時点における役務の対価として報酬額を考える必要がある。

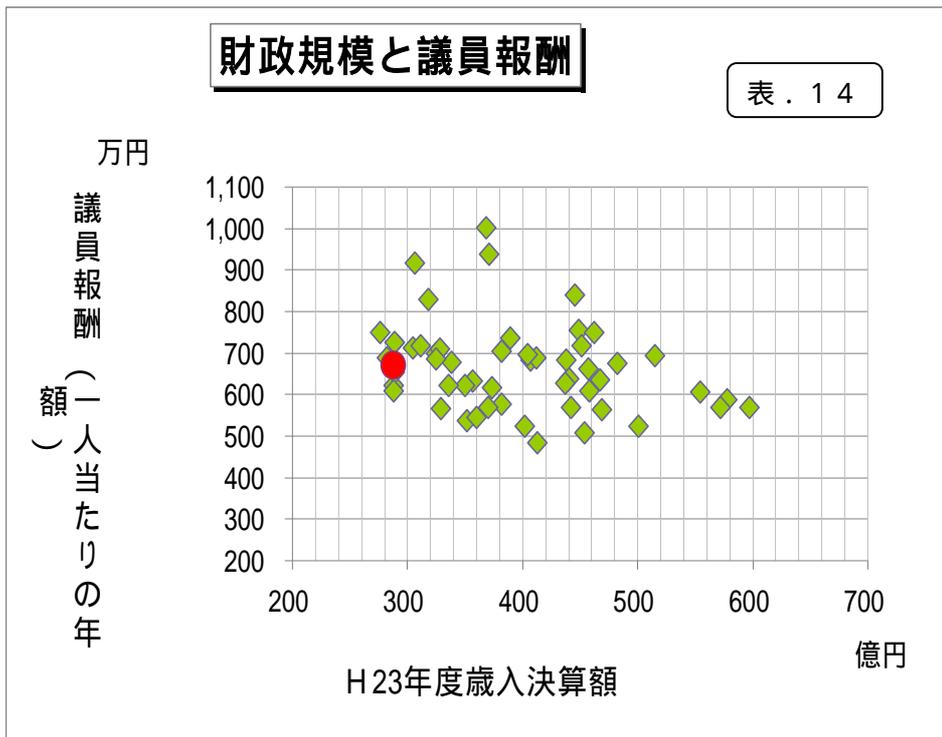
(5) 類似団体と比較する 表. 7



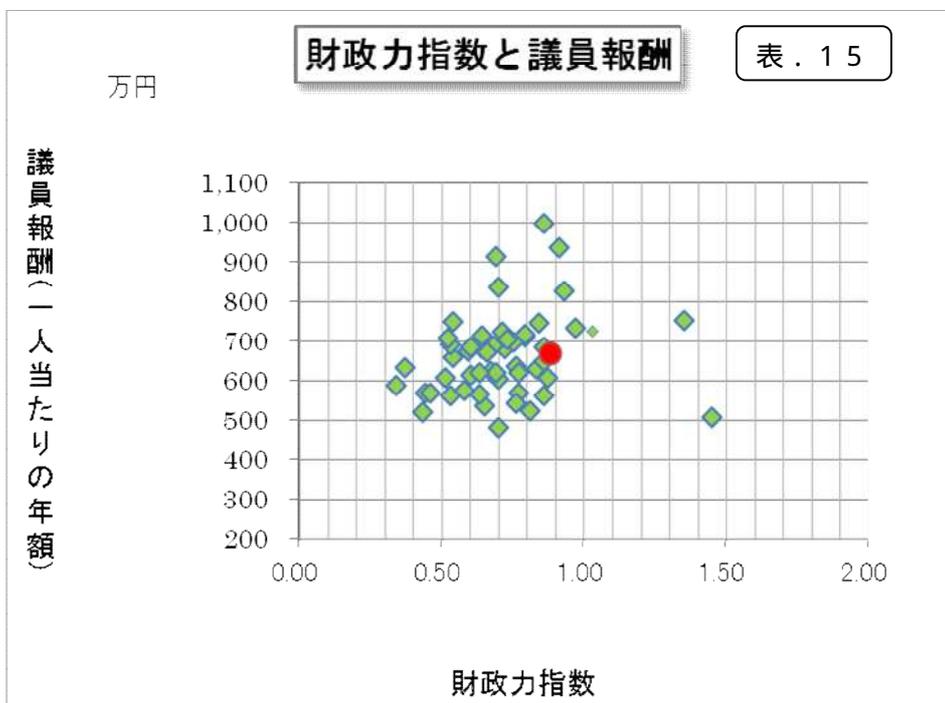
・この類似団体における報酬の最高額は池田市の60万円、最低額は筑西市の31万2千円で、平均額は414,369円である。可児市の議員報酬額は、平均値より下回る。



・この類似団体における議員報酬における政務活動費は必ずしも多くない。



・この類似団体における財政規模 300 億円前後の自治体と比較した場合、可児市の議員報酬は平均より下回る。



・この類似団体における財政力指数 0.9 前後の自治体と比較した場合、可児市の議員報酬は平均より下回る。

( 6 ) 岐阜県下市議会と比較する

表 . 1 7

- ・県下 21 市の市議会における報酬を比較すると、県下で 7 番目の報酬額である。
- ・市町村合併で市の数が増える以前の 14 市の時代においても、7 番目であり、平均、中間に位置していると言える。
- ・可児市は、平成 6 年より 20 年間、改正を行っていない。

( 7 ) 役職に対する報酬について考える

- ・委員会機能の充実を進めているが、その中で特に正副委員長に掛かる負担が重くなってきている。議員報酬を検討するうえで、正副議長、正副委員長の役務に対する報酬が、一般の議員と比較して妥当であるかの検討が必要。
- ・役職に対する報酬についての考え方は、その役職の重さをどのように量るかが重要になり、活動分類による時間量が根拠のひとつとなる。
- ・根拠をより正確に示すために、議長も含め、全議員の記録を長期間つける必要がある。
- ・監査委員の報酬月額 32,500 円も、役職報酬を検討するに当たっての基準となる。

( 7 ) 費用弁償について再考する

○背景

平成 17 年頃から名古屋市議会や、東京都の区議会をはじめ全国各地で議員の公金の使い方等（議員報酬、政務調査費、費用弁償、永年勤続表彰、海外視察）が社会的な問題になった。費用弁償については、定義と実態が伴っていない現状の指摘や、報酬の二重取りではないかなどの世論があった。

○可児市議会における経緯

平成 19 年に議員定数の見直しを協議する中で、費用弁償の見直しも提起されたが一致にいたらなかった。その後の改選後、改めて議会運営委員会で協議され、委員全員の賛同が得られ、平成 19 年第 4 回定例会に議員提案により「可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」が発案され可決した。

○改正内容

本議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の招集に応じた場合の 1 日 2,500 円の費用弁償と、また、特殊な場合における際の費用弁償の支給を廃止するもの。平成 19 年第 4 回定例会で全会一致で可決され、平成 19 年 10 月 1 日より廃止となる。年間約 130 万円ほどの経費節減となる。

○費用弁償に係る最近の事例

横浜市会では、平成 25 年度第 3 回定例会で 6 年間廃止されていた議員への費

用弁償を復活させる条例改正案を賛成多数で可決。復活は横浜市が初。

#### ( 8 ) 議会の将来を考える

- ・ 現在、求められる議会、議員像から考えると、実際に兼業での議員生活は難しいのではないか。本会議および委員会またそれに付属する会議や活動が活発になれば、専属か自営業で時間調整のできる議員しか十分に期待に応える活動はできないのではないか。
- ・ 上記が現実であれば、それにあった報酬を求めることは妥当なことであり、生活給という考え方も検討の視野に入れて議論するべきである。
- ・ 近年の地方議会一般にみられる問題として、なり手の減少と議員の高齢化があげられる。
- ・ なり手の減少および高齢化の原因には、議員報酬が生活給として考えられていないことや、退職金がなく、年金をはじめとする社会保障などが保証されていないことがある。
- ・ 今後、将来に向けて、議会をより活性化し、議員という仕事をより魅力的なものにする必要があるが、それに見合った議員報酬とはどのようなものかという視点に立って考える必要がある。
- ・ 現在の状況だと、どうしても生産年齢人口でのなり手が減少する。
- ・ 議会費の総額において議員報酬を検討する考え方は、報酬の全体費を捉えるときのひとつの検討材料とはなるが、根拠的には弱い。

#### 4 . 議会運営委員会としての結論

- ( 1 ) 報酬の算出については、時間による原価方式が、根拠としては一番説得力があるので検討の中心軸とする。
- ( 2 ) 類似団体との比較も、有効な参考資料となるので実施するべきである。また、この方法は最も一般的で、市民が一番参考とする可能性が高いので、平均より大きくずれるときは、その根拠をはっきりと示すこと。
- ( 3 ) 市長と議会は、独任制と合議制の違いから、役割や責任も違うが、それぞれが2元代表性の一翼を担う公選職であることを考えると、市長職と比較することも一つの方法として考えることができる。
- ( 4 ) 役職に対する報酬について  
役職者の報酬を考えるには、まず、議員の活動記録をしっかりとつけ、役職議員と一般議員との差額について、市民に説明できるような根拠を確定する必要があり、議員活動量の算出が重要となる。

( 5 ) 費用弁償について

再考するとなると、費用弁償の本来の定義である「かかった経費を補償する」という実費弁償で考える必要がある。仮に、市民が納得できる方法で根拠を提示することができれば、費用弁償の見直しも議論の対象になる。

( 6 ) 議会、議員の活動量は、地方分権の進展、議会改革で、議会、議員活動が活性化すれば、必然的に増加すると予想され、報酬額も増額となるので市民等への十分な説明が必要となる。

( 7 ) 生活給の考えや適正な費用弁償の見直し、役職に対する報酬等も考慮され、報酬面での適正化が図られれば、議員職がより魅力あるものとなり、議員を志す人を増やすことにもつながる。そして若い人達が議員活動に専念することができ、議員活動の基盤として安定したものになる。

( 8 ) いずれにしても、議員報酬について基準や根拠を示したら、市民との議論を重ねていくことが必要となる。

○市長、副市長、教育長給与と議員報酬比較表（可児市） 表. 16

（単位：円）

	月額給与または月額報酬	6月期末手当 月額*1.2*1.9	12月期末手当 月額*1.2*2.05	年 額	退職金 (4年任期)	年 額 (退職金年割を加算)
市 長	920,000 円	2,097,600 円	2,263,200 円	15,400,800 円	18,400,000 円	20,000,800 円
副市長	780,000 円	1,778,400 円	1,918,800 円	13,057,200 円	9,360,000 円	15,397,200 円
教育長	644,000 円	1,468,320 円	1,584,240 円	10,780,560 円	6,182,400 円	12,326,160 円
議 長	480,000 円	1,094,400 円	1,180,800 円	8,035,200 円		8,035,200 円
副議長	425,000 円	969,000 円	1,045,500 円	7,114,500 円		7,114,500 円
委員長	410,000 円	934,800 円	1,008,600 円	6,863,400 円		6,863,400 円
議 員	400,000 円	912,000 円	984,000 円	6,696,000 円		6,696,000 円

岐阜県 市議会議員 定数報酬 (平成24年12月31日現在)

全国市議会議長会取りまとめデータより編集

表 . 1 7

県下の市議会		H23.12.31 現在人口	H24.12.31 現在定数	議 長	副議長	議 員	適用年月																										
1	岐阜県 岐阜市	410,843	41	770,000	700,000	650,000	平成23年4月	800,000	730,000	680,000	平成13年4月																						
2	岐阜県 大垣市	159,212	24	630,000	579,000	553,000	平成7年6月																										
3	岐阜県 各務原市	146,124	26	570,000	520,000	485,000	平成16年1月	590,000	540,000	500,000	平成7年6月																						
4	岐阜県 多治見市	114,635	24	570,000	520,000	475,000	平成23年4月	590,000	540,000	490,000	平成8年10月																						
5	岐阜県 高山市	93,033	24	488,000	442,000	416,000	平成23年1月	500,000	453,000	426,000	平成22年12月	502,000	454,000	427,000	平成21年12月	504,000	456,000	429,000	平成17年12月	506,000	458,000	431,000	平成15年12月										
5	岐阜県 関市	91,590	25	468,000	437,000	416,000	平成8年4月																										
7	岐阜県 可児市	95,894	22	480,000	425,000	400,000	平成6年4月	450,000	400,000	380,000	平成3年	430,000	385,000	360,000	平成2年	380,000	345,000	320,000	昭和63年	345,000	310,000	285,000	昭和61年										
8	岐阜県 羽島市	67,874	18	441,750	413,250	394,250	平成23年4月	465,000	435,000	415,000	平成17年4月	465,000	435,000	415,000	平成8年4月																		
9	岐阜県 土岐市	60,623	18	464,000	428,000	393,000	平成16年1月	469,000	433,000	397,000	平成9年1月																						
10	岐阜県 中津川市	82,656	24	441,000	398,000	376,000	平成9年4月																										
11	岐阜県 瑞浪市	40,571	16	430,000	390,000	375,000	平成8年1月	430,000	390,000	375,000	平成23年2月	408,000	370,000	356,000	平成22年7月	〔 一時的に減額H22.7-23.1〕																	
12	岐阜県 美濃加茂市	50,508	18	434,000	381,500	362,000	平成16年4月	438,000	385,000	365,000	平成7年10月																						
13	岐阜県 恵那市	54,379	20	404,000	362,000	342,000	平成18年4月	414,000	371,000	350,000	平成16年11月	414,000	371,000	350,000	平成7年9月																		
14	岐阜県 山県市	29,395	14	378,000	340,000	320,000	平成18年4月	390,000	350,000	330,000	平成16年5月																						
15	岐阜県 美濃市	22,650	13	378,100	335,825	315,400	平成23年10月	398,000	353,500	332,000	平成19年4月	378,100	335,825	315,400	平成17年1月	398,000	353,500	332,000	平成15年12月														
16	岐阜県 海津市	38,155	18	350,000	320,000	300,000	平成17年9月																										
17	岐阜県 郡上市	46,080	18	379,200	319,300	287,400	平成23年12月	380,000	320,000	288,000	平成20年4月	353,000	297,000	268,000	平成18年4月	380,000	320,000	288,000	平成16年3月														
18	岐阜県 飛騨市	27,200	17	370,000	300,000	270,000	平成16年2月																										
18	岐阜県 本巣市	35,553	18	350,000	300,000	270,000	平成18年4月	280,000	240,000	220,000	平成16年2月																						
18	岐阜県 下呂市	36,490	16	370,000	300,000	270,000	平成16年3月																										
21	岐阜県 瑞穂市	49,947	19	335,000	275,000	255,000	平成15年5月																										
	平均	83,496	20.6	452,431	404,089	377,383																											

## 第9. 常任委員会のあり方について

### 1. 検討における基本的な考え方

平成24年に予算決算委員会が常任化したことにより、これまでの総務企画・建設市民・教育福祉の3常任委員会から4常任委員会となった。

また、地方自治法の改正により、常任委員会のあり方そのものについても、常任委員会への所属に制限が撤廃されたことなど、いくつかの自由裁量が認められた。

これらのことを勘案し、可児市議会基本条例第10条、第11条（P4参照）に基づく委員会活動が実現できるよう、可児市議会として最適な委員会のあり方について検討をおこなった。

### 2. 具体的な検討項目

- (1) 常任委員会の体制および所管事務について
- (2) 予算決算委員会のあり方について
- (3) 委員の任期について

### 3. 協議の内容

- (1) 常任委員会の体制および所管事務について

可児市議会委員会条例第2条により、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおり定められている。

常任委員会の名称	委員定数	所管事項
予算決算委員会	20人	予算及び決算に関する事項
総務企画委員会	8人	企画経済部、総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)
建設市民委員会	7人	市民部、建設部、及び水道部の所管に属する事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)
教育福祉委員会	7人	健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)

予算決算委員会の常任化による総務企画・建設市民・教育福祉各委員会の配置・委員定数・所管事項はどのような形が望ましいのかについて、以下のような議論が行われた。

- ・ 予算決算委員会の常任化により各常任委員会の負担が軽減化され、常任委員会の数を現状の3つから2つに統合しても良いのではないかとの意見もある。
- ・ 議会基本条例の委員会機能の充実という観点より考えると3常任委員会の体制の方が、1委員会の人数も少なく機能性が増す。
- ・ 積極的かつ専門的な討議がなされるには何人の委員数が良いか議論が必要。
- ・ 委員会の機能充実という面では、執行部が次の議会に上程する事案を委員会に報告する事例が多くなり、その分、市の動きに敏感になり委員会機能が充実してきた。
- ・ 平成25年第5回定例会で行った予算の執行状況の確認は非常に効果があることだと感じている。
- ・ 平成24年の自治法の改正により、議員が少なくとも一つの常任委員になる必要はなくなったため、議員の複数委員制や議長、議会選出監査委員が常任に所属しない方法も選択できるようになった。しかし、可児市議会は、まだその必要性を認めていない。
- ・ 現在、委員会条例で定めている1議員1委員制から複数委員制に変更し、委員会数を減少させる方法もある。
- ・ 何をもちって活性化というのかが問題。人数を絞ったり、委員会数を減少させたりすることが活性化なのか、その逆が活性化なのか。
- ・ 現在の予算決算委員会より、特別会計だけは各常任に付託しても良いと考えることができる。しかし繰り出し金等の関係も考えると今のままでよいとも言える。
- ・ 予算決算委員会の常任化により、取り扱う議案が多くなり自由に意見を言えることができなくなったとの意見もある。
- ・ 上記のような意見は、分科会を利用して自由討議したらどうか。
- ・ 三重県議会では予算決算について総括質疑という時間があり、政策判断を伴うような予算議論がなされている、参考になるのではないか。
- ・ 執行部の体制（部課数）や事業数からを参考にする。

#### 参考文献の提示

委員会の複数所属に関して、江藤俊昭山梨学院大学法学部教授による以下のような見解が参考文献として提示された。

「委員会の複数所属によって全体の定数を修正することも不可能ではない。つまり、委員会数は同じであっても、複数所属により議会の定数を削減することは理論上可能である。しかし、複数所属を実践した飯田市議会では、それでは充実した審議は難しいとして、一つの委員会に所属することに戻している」（自治日報平成26年2月21日掲載）

## (2) 予算決算委員会のあり方について

予算決算委員会は現在、全議員の中から議長と監査委員を除いた20名が定数となっており、その人数が適正かについて以下のように議論した。

- ・現在の予算決算委員会の20人は、委員会機能を高める人数では無いので将来的には少なくしていく方向で考えるべき。
- ・しかし、予算決算委員会は通常の常任委員会と性格が違い、予算決算を全議員が全体的に俯瞰できる良さがあるので当分、今のままで良いのではないか。
- ・また、20人制は少数会派にとっても良いしくみだと思う。
- ・現在の可児市議会における予算決算委員会は民主的な運営がなされている委員会で可児市議会独自のものであるといえる。他の常任委員会のようにしてしまうのはどうかと思う。
- ・予算決算委員会は、みんなで討議することに意味がある。分科会方式は非常に良いアイデアであり可児市モデルとして確立したらどうか。

## (3) 委員の任期について

委員の任期は現在1年と定められており、委員会機能の充実という観点からどのような形が望ましいかについて、以下のように議論された。

可児市議会委員会条例第3条により、常任委員会の任期は以下のように定められている。

<p>第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行う事が出来る。</p> <p>3 前項の規定により任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、当該改選前の常任委員の任期は、第1項本文の規定にかかわらず、当該改選後の常任委員が選任されるまでとする。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 常任委員の任期は、専任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の満了の日の翌日から起算する。</p>
---

- ・専門性を高めるために委員の任期を2年とすることも検討できる。
- ・2年とするならば、委員会数を少なくするか複数所属可能にするべき。
- ・一年生議員などは、広く全体を捉えることができるので一年任期が好ましいのではないか。
- ・専門性を高める、政策評価、政策立案を目指す議会とする。PDCAサイクルを確立する。議員立法をする。などを考えると2年任期がよい。
- ・執行部より見ると2年任期の方が脅威であるが、場合によっては、2年で委員会が変われず4年続ける場合も出てくるのではないか。
- ・委員の任期は、議長の任期にも密接に関係してくる。

- ・2年任期の方が、議長や委員長が計画的に事を運ぶことができる。
- ・現在の方法でも、改選で希望があれば連続で委員会を継続できるので、会派間において調整していけば良いのではないかと。

#### 4．議会運営委員会としての結論

##### (1) 常任委員会の体制および所管事務について

予算決算委員会が常任化したことにより、総務企画・建設市民・教育福祉の3常任委員会において、審議する事案が減少するとの観測があったが、実際には、参考人招致や執行部からのより詳細な事業説明など、むしろ委員会が活性化しているとのことで意見が一致した。

また、議論を活性化させる適正な委員の人数は科学的に根拠を示すことは難しいが、概ね7人程度（多数決の際、合否が取れるように奇数で設定した場合）ではないかとの見解で一致した。

以上の議論を踏まえ議会改革調査研究プロジェクトチームとしては、常任委員会の数については、機動性や討議性を考えると予算決算委員会とは別に3つあることが望ましい。とする。

##### (2) 予算決算委員会のあり方について

予算決算委員会は20人という大所帯ではあるものの、予算案や決算案に対しての問題意識を議会全体で共有することは有意義であるとともに、機動性の面においても分科会方式を活用することにより確保されており、予算決算委員会においては当分、今の体制が望ましい。とする。

##### (3) 委員の任期について

委員会の任期については、今後の議会に求められる専門性や多様性への対応を考えると、複数年任期の必要性は十分に理解できる。また一方で、1年任期におけるメリットもある。以上を考え、議会改革調査研究プロジェクトチームとしての結論は、現在の委員の選任の仕組みは、意思によって複数年を希望することを妨げていないので、あえて複数年任期にしなくてもよい。とする。

しかし、将来的に、専門性を高め、議員間で深く議論を重ね、政策評価や、さらに政策立案を目指すPDCAサイクルを確立することを考えた場合、概ね2年の複数年の任期の検討も視野に入れて見直すことも必要と考える。

## 第10. 今後の進め方について

議会運営委員会では、議長の諮問を受け、議員定数・議員報酬に関してはその基準、根拠付けの手法を、他自治体での取り組みも比較検証しながら今回の答申書に盛り込んだ。

常任委員会のあり方については、予算決算委員会の分科会方式など、可児市議会が取り組む独自の審議形式も考慮に入れながら、本市議会にとって適正な委員会数・委員数・所管事項などについて協議を進め、考え方を取りまとめ方向性を示した。

議会運営委員会は、この諮問における答申に加えて、今後、この課題を進めるにあたって、下記、2点を提案する。

### 1. 専門的知見の活用

議会運営委員会は、検討において、この事項に関する先進的な議会の報告書や研修をもとに進めたが、今後、実際に基準、根拠を作成する段においては、適切な時期に、適切な方法で専門的知見を取り入れ、学術的なチェックを受けて進めていく必要がある。

### 2. 市民への報告および意見交換会の実施とその結果の反映

先に述べたように、議員定数、議員報酬および委員会のあり方は、議会の自らを形成する重要な構成要素であり、議会力を高める根幹となるものであり、市民が非常に注目しているところでもある。

これらに対する検討が、終始、議会の中だけの議論で決定されるのは、好ましくない。議会基本条例にもあるように、情報公開および市民参加として、市民向けの報告会、意見交換会、パブリックコメントなどを、適切な時期に、適切な方法で取り入れていく必要がある。